(論文)

# 広島県民の人口1人あたり家計可処分所得はなぜ低いのか? -本来の域際収支からみた地域経済の実勢-

伊藤敏安†

## 【概要】

いわゆる「域際収支」は、(貯蓄 - 投資) + (租税 - 政府支出) = (移出 - 移入)とされる。しかし、これは財貨・サービスの取引のみをみており、経常県外収支 + 資本移転等収支 = 金融収支という本来の域際収支ではない。ここで経常県外収支 = ①財貨・サービスの移出入(純) + ②要素所得(純) + ③その他の経常移転(純)である。2013年度の場合、47都道府県の合計は①が18.1兆円であるのに対し、②は16.8兆円、③は33.1兆円に達している。資本移転等収支と金融収支についてはすべての都道府県のデータを把握することができないが、少なくとも経常県外収支には配慮する必要がある。これは、地域経済を付加価値額だけでなく可処分所得からとらえることでもある。

47都道府県間の特徴を際立たせるため、人口1人あたり県民所得の順位は低いが、家計部門の人口1人あたり県民可処分所得の順位は高い上昇群14道県と、人口1人あたり県民所得の順位は高いが、家計部門の人口1人あたり県民可処分所得の順位は低い下降群15府県を取り出して比較した。その結果、人口1人あたり県内総生産、県民所得、租税収入などについては、圧倒的に下降群が優勢であるものの、その他の経常移転(純)、労働分配率、受益・負担差額などについては、上昇群の数値が有意に高いことなどが明らかになった。

【キーワード】域際収支、経常県外収支、県民可処分所得

## 1. 研究の趣旨

#### (1) 問題意識

いわゆる「域際収支」は、地域経済における財 貨・サービスの移出・移入差額をみたものである。 これがマイナス、つまり移出<移入であれば、政 府部門の収入・支出差額でみた財政収支もマイナ スになることが多い。このことから、地域経済の 維持・発展のためには、移出産業の振興によって いわゆる「域際収支」をプラスにするとともに、 財政収支の改善を図ることによって財政移転への 依存から脱却する必要があるとされる。

これは一面ではそのとおりである。しかし、一方ではきわめて素朴な疑問が生じる。そのひとつは、いわゆる「域際収支」のプラスと財政収支のプラスがすべての地域において実現されるわけで

はないことである。もうひとつは、わが国の多く

の地方圏では、いわゆる「域際収支」も財政収支

も大幅なマイナスであるにもかかわらず、人口構

成や産業構造から想像されるほどには個人消費は

このように、いわゆる「域際収支」と移出産業

の振興に気を取られすぎていると、地域経済にお

ける所得と資金の流れを十分にとらえることがで

沈滞しているわけではないことである1)。

そこで本稿が着目するのは、本来の意味での域 際収支とそれにかかわる重要な概念のひとつであ

比較的規模の大きい商業施設が立地し、消費が活発である状況を「発展なき成長」と形容した。「成長」とは量的な拡大を意味するのに対し、「発展」とは自分で大きくなる力が強くなることである。これはいまなおあてはまると考えられる。

きず、地域政策の目標と手段が適切でなくなるお それがある。より実効ある地域政策を立案してい くためには、いわゆる「域際収支論」が看過して いた視点を補完し、より実勢にそくした分析に努 めていく必要がある。

<sup>&</sup>lt;sup>†</sup> 広島大学地域経済システム研究センター教授 Email: itot@hiroshima-u.ac.jp

<sup>1)</sup> 安東(1986) は、1980年前後のわが国の地方圏 について、産業らしい産業がないにもかかわらず

る県民可処分所得である。県内総生産、県民所得および県民可処分所得の較差が端的にあらわれている事例として広島県を取り上げてみよう。

2013年度の場合、広島県の人口と県内総生産は47都道府県のうち第12位、人口1人あたり県内総生産は第14位であるが、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)では第10位と健闘している。ところが、人口1人あたり県民可処分所得では第20位、そのうち家計部門(以下、個人企業を含む)に限れば第18位に後退する。2001年度以降、同県の人口1人あたり県民所得はおおむね第10位前後で推移してきたが、家計部門の人口1人あたり県民可処分所得については2005年度の第16位から2011年度の第26位まで連続して低下した。2012年度以降は上昇に転じたとはいえ、人口1人あたり県民所得の順位に比較するとまだ懸隔がある。

広島県のように製造業のウエイトが大きい県では、いわゆる「域際収支」はプラスであり、これが人口1人あたり県民所得の順位の押し上げに貢献しているとみられている。にもかかわらず、人口1人あたり県民可処分所得の順位は低い。この理由について、いわゆる「域際収支論」では説明できない。というより、いわゆる「域際収支論」は財貨・サービス収支のみを対象としており²)、所得移転の問題は考慮されていない。国際収支統計でいう経常収支や資本移転等収支の問題を扱っていないのである。

県民可処分所得に着目するということは、財貨・サービス収支の問題だけでなく、国際収支統計でいう第1次所得収支(県民経済計算でいう雇用者報酬と財産所得に関する収支)と第2次所得収支(県民経済計算でいうその他の経常移転に関する収支)の問題を扱うということ、すなわち経常収支から地域経済をみていくということである<sup>31</sup>。ただし、国際収支統計に従えば、本来の域際収支

2) 国際収支統計でいう経常収支は、貿易収支、サービス収支、第1次所得収支および第2次所得収支 から構成される。貿易収支とサービス収支を総称して「貿易・サービス収支」というが、県民経済を対象とする本稿では、これに相当する項目を「財貨・サービス収支」と呼ぶことにする。 は、経常収支と資本移転等収支と金融収支から構成される(後述)。ところが県民経済計算については、一部の道府県においてしか資本移転等収支と金融収支に関するデータが得られない。そのため本稿では、主に内閣府「県民経済計算年報」に依拠して県民可処分所得と経常県外収支の問題を中心に議論し、本来の域際収支の問題は補足的に扱わざるをえない<sup>4</sup>)。

#### (2) 研究の目的

広島県の事例に典型的にみられるように、人口 1人あたり県民所得(要素費用表示)と家計部門 の人口1人あたり県民可処分所得のあいだに較差 が生じる問題については、直感的には産業構造や 人口構成が影響していると考えられる。そこで本 稿では、47都道府県における県民所得や家計部門 の県民可処分所得の実態を概観したうえで、特徴 的なグループに分けて較差の状況と要因を点検す る。これにより地域経済政策にかかわる研究に資 することを意図する。

以下、第2節で先行研究の概要とそこから得られる示唆について検討する。第3節で使用データやその加工の仕方などの研究方法を紹介する。第4節で県民所得と県民可処分所得の状況を確認したうえで、第5節で家計部門の県民可処分所得や本来の域際収支に関する分析結果を提示する。最後に示唆と研究課題を述べる。

## 2. 先行研究と示唆

## (1) いわゆる「域際収支論」

わが国における、いわゆる「域際収支」に関する研究の動向については、堀越(2008)と原(2012)が総括している。最も初期の研究として原(1990)と高橋(1992)があり、これらに触発されて多数の関連研究が今日まで展開されている。

いるといえよう。

4) わが国の県民経済計算は、2000年度から「1993 SNA体系」に移行した。また、日本銀行による 国際収支統計は、2014年1月の統計から「IMF 国際収支マニュアル第6版」ベースに移行した。 本稿では、従来の表現と現行の表現、県民経済計 算の表現と国民経済計算の表現を統一させるよう 心がけているが、従来の表記をそのまま使用する こともある。

<sup>3)</sup> 小峰(2016) によれば、GDPは「働き方」、GNIは「稼ぎ方」にかかわる指標とされる。これにならえば、可処分所得は「使い方」に関係して

原(2012)が回顧しているように、研究の当初から経常収支と資本収支の問題が念頭に置かれ、経常収支については、財貨・サービス収支とともに所得収支と移転収支の問題が考慮されていた。ところが、データの制約から、域際収支とは「地域間の財貨及びサービスの収支」、つまり移出・移入差額のことであり、そのように「考えるのが、現状ではもっとも適切でありまたそれ以外の捕捉方法はない」(原1999)としている。実際、内閣府「県民経済計算年報」には、主要系列表のひとつ「県内総生産(支出側、名目)」において「財貨・サービスの移出入(純)」という統計がある。

このような意味での「域際収支」の用法は、地域経済学では一般的である。たとえば黒田ほか (2008) では、「移出から移入を引いたものは、国民経済における貿易収支(あるいは経常収支)に該当する。地域経済では、これを域際収支(balance of payment) と呼んでいる」とされている $^{5}$ 。

いわゆる「域際収支」は、次の恒等式によって 説明される。

$$Y = C + I + G + X - M \tag{1}$$

ここでC は民間消費、I は民間投資、G は政府支出、X は移出、M は移入であり、Y はある地域の生産または支出である。移出と移入の差額X-M がいわゆる「域際収支」である。

この式は、当該地域のマクロ経済構造を記述したものであり、産業構造は反映されていない。そのため高橋(1992)、原(1999)などでは、産業連関表を組み合わせて「域際収支」の産業別分析がおこなわれている。ただし、産業連関表を用いた分析であっても財貨・サービスの取引を対象としている点では変わらない。

式(1)から、いわゆる「域際収支」に関する研究のもうひとつの系譜が導かれる。すなわち、民間消費をC、租税をTとすると、当該地域の所得Yは民間消費と租税に使われ、残りは貯蓄Sとなる。

$$Y = C + T + S \tag{2}$$

両式から T+S=I+G+X-M となり、いわゆる「域際収支」 X-M は、下記のように結果として財政収支 T-G と貯蓄投資差額 S-I の和に等しくなることが分かる $^{6}$ )。

$$(S-I) + (T-G) = (X-M)$$
 (3)

式(3)の左辺第2項を右辺に移項すれば、いわゆる貯蓄投資バランスである。貯蓄投資バランスの点から地域経済における財貨・サービス収支と地方財政収支の関係を分析した研究として、小林(1997)、土居(2005a、2005b、2008)、中村(2014、2015)などがある。

#### (2) 本来の域際収支論

伝統的な「域際収支論」は、結局のところ、経常収支のうち財貨・サービス収支の問題しか扱っていない。なぜそうなのかについては、国民経済計算に関するクルーグマン&ウェルス(2009)の指摘が参考になる。すなわち、国民経済計算は、一国経済における生産、つまり付加価値の流れを追跡する目的で始められたものであり、要素所得と移転支出は付加価値には関係がないうえ、国際間における要素所得と移転支出に関するデータには信頼性の点で問題がある、というものである。また、遠藤(2014)によれば、マクロ経済の恒等式で所得移転の問題を考慮している教科書は世界でも非常に少ないが、これは「特に高所得国の場合、国家間の所得移転の規模は通常、国内生産に比べて非常に小さいから」だとされている。

ところが、地域経済は国際経済に比較して開放的であり、地域間における所得移転・経常移転の規模は無視できないほど大きい。「国内各地域は国民経済よりも自立性が低いのが普通であるから、域外との取引は国におけるよりもはるかに大きくなる場合が多い」(鈴木2004)のである。

実際、すぐあとで詳しくみていくように、47都 道府県における財貨・サービスの移出入(純)の

<sup>5)</sup> 国民経済計算でいう経常収支は、財貨・サービ ス収支、第1次所得収支および第2次所得収支か ら構成されるため、「貿易収支(あるいは経常収支)」

という表現は誤解を招くおそれがある。

<sup>6)</sup>安藤・中村(2006)、中村(2015)は、政府支出 をさらに租税、財政移転、公債に区分している。

合計は2013年度に18.1兆円であったのに対し、県外からの雇用者報酬(純)と県外からの財産所得(純)の合計 — 以下では「要素所得(純)」と総称することがある — は16.8兆円、その他の経常移転(純)は33.1兆円にのぼる<sup>7)</sup>。これらは、各制度部門(非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計・個人企業、対家計民間非営利団体)における都道府県を越えた取引の帰結である<sup>8)</sup>。

これらのことから遠藤 (2014) は、一国の地域 経済の分析において「所得移転を明示的に考察し ないと理解を誤る恐れ | があるとしている。

移転というのは、「当事者の一方が経済的価値のあるもの(財貨、サービス、金融資産、非金融非生産資本)を無償で相手方に提供する取引」のことである<sup>9)</sup>。たしかにこれ自体は付加価値を生み出すわけではない。しかし、要素所得(純)は県民所得の一部を構成し、その他の経常移転(純)は県民可処分所得の一部を構成する<sup>10)</sup>。県民可処分所得は民間最終消費支出と政府最終消費支出に使われ、その残りが県民貯蓄である。県民貯蓄は、県内への投資か県外の資産購入に使われる。

このような属地ベースの県内総生産を生産側・支出側からみると、以下のように定義される。支出側からみた2行目の式は基本的には式(1)と同じである。以下の説明では煩雑さを避けるため、統計上の不突合の問題を省略し、控除項目である補助金の表記を簡略化している。なお、県内総資本形成=県内総固定資本形成+在庫品である。

県内総生産=県内雇用者報酬+営業余剰・ 混合所得+固定資本減耗+税・補助金 =最終消費支出+県内総資本形 成+財貨・サービスの移出入(純) (4) 属人ベースの県民可処分所得は、属地ベースの 県内総生産から固定資本減耗を除去した県内純生 産に、県外との要素所得とその他の経常移転のや りとりの純差額を加えたものである<sup>11)</sup>。

県民可処分所得=県内総生産-固定資本減 耗+要素所得(純)+その他の経常移転(純)(5)

県民可処分所得を消費した残りが県民貯蓄であることから、属人ベースの県民貯蓄は、県民可処分所得から最終消費支出を引いて求められる。

県民貯蓄=県民可処分所得-最終消費支出(6)

式(4)と(5)を式(6)に代入すると、貯蓄投資バランスは、式(7)のように財貨・サービスの移出入(純)、要素所得(純)、その他の経常移転(純)から構成されることが分かる。財貨・サービス、要素所得、その他の経常移転に関する都道府県間の取引が経常県外収支である。なお、県内純資本形成=県内総資本形成-固定資本減耗である。

県民貯蓄 - 県内純資本形成 = 財貨・サービ スの移出入(純) + 要素所得(純) + その他の 経常移転(純) (7)

= 経常県外収支

経常県外収支を考慮した貯蓄投資バランスに関する分析として、齋藤 (2005aほか)の一連の研究と神崎 (2010)がある。いずれも北海道を対象にしている。神崎 (2010)は、域際収支の「本来的な定義」は「経常県外収支+資本収支」であることから、県民経済計算の統合勘定における資本調達勘定 (実物取引)に表章されている県外から

<sup>7)</sup> このほか統計上の不突合が合計でマイナス1.5兆 円である。なお、内閣府「国民経済計算年報」に よると、2013年度の国民経済における財貨・サー ビスの輸出入(純)はマイナス15.9兆円、第1次所 得収支は17.9兆円、第2次所得収支はマイナス1.2 兆円である。

<sup>8)</sup> 一般政府は、中央政府(国)、地方政府(都道府県・ 市町村)、公的年金・医療・介護・雇用保険などを 扱う社会保障基金から構成される。

<sup>9)</sup>日本銀行「国際収支統計(IMF国際収支マニュ アル第6版ベース)の解説」(2016年5月)による。

<sup>10)</sup> ある都道府県への経常移転は、県内総生産を拡大させる波及効果を持っている。その場合でも式(5)は事後的に成立する(遠藤2014)。都道府県による「県民経済計算年報」では、経済循環の体系図を記載している事例が多い。実際、それらの図をみると、県民可処分所得と最終消費支出、後述の県外からの資本移転(純)と県内総資本形成がそれぞれ矢印で結ばれている。

<sup>11)</sup> 内閣府「県民経済計算年報」では「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」と表記されるが、以下では単純に「税・補助金」という。

の資本移転(純)と県外に対する債権の変動を取り出して、その経年変化を検討している。

このほか峯岸(2005)も経常県外収支の問題を 考慮している。峯岸(2005)は、県民経済計算に ついて「県内総支出などの主要系列表のみならず、 『制度部門別所得支出勘定』や『経済活動別県内 総生産および要素所得』などの詳細な勘定も活用 することで、各都道府県における経済構造・経済 循環がどのような特徴・性質を帯びているか」を 明らかにするという目的から、47都道府県を対象 に経常県外収支や貯蓄投資バランスの問題につい て幅広い分析をおこなっている。

さらに、国際経済学の立場から「域内経済分析の際のマクロ恒等関係を正確に記述し、域際収支の議論に散見される誤解を解く」(遠藤2010)ことをめざしたのが遠藤(2010、2014)である。遠藤(2010、2014)は、以上のような本来の域際収支にかかわる問題について国際収支統計の基本概念をふまえながら体系的に整理し、北海道「道民経済計算年報」をもとに北海道経済の成り立ちと特徴を詳しく分析している<sup>12)</sup>。

遠藤 (2010、2014) を参考にすると、本来の意味での域際収支は、次のように説明される。すなわち、県民経済計算の統合勘定における資本調達勘定(実物取引)は、図表1のように、資本調達項目(表の右側)と資本形成項目(左側)から構成される。

県内純資本形成=県内総固定資本形成+在庫品 増加-固定資本減耗とし、統計上の不突合を省略 すると、図表1は次のように表現できる。

県内純資本形成+県外に対する債権の変動 =県民貯蓄+県外からの資本移転(純) (8) 遠藤 (2014) に従って式(8)を書き換えると、式(9)のようになる。この式の左辺は、県内投資が県民貯蓄と県外からの資本移転によってまかなわれていることを意味する。右辺は、県民貯蓄と県外からの資本移転の残りが県外への投資や資産購入にあてられることを意味する。つまり、式(9)は「貯蓄・投資バランスと資金移動の関連」(遠藤2014)を示したものである。

県民貯蓄 - 県内純資本形成 + 県外からの資 本移転(純) = 県外に対する債権の変動 (9)

式(7)と(9)から式(10)が得られる。これが本来 の意味での域際収支である。

経常県外収支+県外からの資本移転(純) =県外に対する債権の変動 (10)

国際収支統計の表現(図表 2)を一部借りるなら、都道府県間の域際収支は、経常県外収支、資本移転等収支および金融収支から構成される。式(10)から、経常県外収支は金融収支と資本移転等収支の差額として表現できることが分かる。

県民経済計算でいう経常県外収支は、財貨・サービス収支、雇用者報酬と財産所得(利子・配当、賃貸料など)に関する収支、その他の経常移転に関する収支のことである。その他の経常移転とは、保険料・保険金、所得税・法人税などの国税、地方交付税、国庫支出金、公的年金と公的保険の保険金・給付金、仕送りなどにかかわる移転である。資本移転とは、経常的ではない資産や貯蓄によってまかなわれる資本形成に関する移転のことであり、具体的には国直轄公共事業、公的総固定資本

図表 1 県民経済計算の統合勘定における資本調達勘定(実物取引)

3. 1	県内総固定資本形成	3. 5	県民貯蓄
3. 2	  (控除)  固定資本減耗	3. 6	  県外からの資本移転(純)
3. 3	   在庫品増加	3. 7	   (控除) 統計上の不突合
3. 4	県外に対する債権の変動		
	資産の変動	ļ.	に 貯蓄・資本移転による正味資産の変動

(注) 内閣府 (2015) による。

12) 北海道を対象にした齋藤 (2005aほか)、神﨑 (2010)、遠藤 (2010、2014) は、「道内総生産」「道 民所得」「経常道外収支」といったように北海道固

有の表現を用いているが、本稿ではそのような区分をせず、「県内総生産」「県民所得」「経常県外収支」といった汎用的な表現を使用する。

形成にかかわる国庫支出金などが含まれる。金融 収支は県外に対する債権の変動、つまり資産や土 地の購入・売却にかかわる移転のことである。そ の他の経常移転と資本移転のほとんどは、「財政 政策による所得再分配」に関係しているとみなし て差し支えないとされる(遠藤2010、2014)。

図表 2	国際収支統計	と県民経済計算の対応

国際収支統計	県民経済計算
経常収支	<b>一経常県外収支</b>
貿易・サービス収支	財貨·サービスの移出ー財貨・サービスの移入
第1次所得収支	雇用者報酬(支払)+財産所得(支払)-雇用者報酬(受取)-財産所得(受取)
第2次所得収支	その他の経常移転(支払)ーその他の経常移転(受取)
資本移転等収支	県外からの資本移転(純)
金融収支	県外に対する債権の変動

- (注) 1. 遠藤 (2014) から作成。内閣府 (2015) により、一部の表記を改変。
  - 2. 県民経済計算の統合勘定のうち県外勘定 (経常取引) における支払・受取ならびに経常県外収支は、県外からみた表現と符号である。

## (3) 本来の域際収支論からの示唆

本稿の問題意識に沿って、本来の域際収支に関する遠藤(2010、2014)の分析結果と指摘を敷衍すると、地域経済分析と地域経済政策に関して、以下のような重要な示唆が得られる。

第1に、《いわゆる「域際収支」のプラス幅が 大きいと、その地域の所得は高い》という見方は 適切ではない。

先進国では財貨・サービス収支はマイナスであっても第1次所得収支はプラスであり、経常収支全体としてはプラスになるケースは少なくない。ここから示唆されるように、いわゆる「域際収支」のプラス・マイナスのどちらが望ましいかについて単純には判断できない<sup>13)</sup>。にもかかわらず、いわゆる「域際収支」と地域所得のあいだに

は実際に正の相関関係がみられることから<sup>14)</sup>、一般にはいわゆる「域際収支」のプラス幅が大きいと、その地域の所得は高いとされている<sup>15)</sup>。

しかし、遠藤(2010、2014)によると、両者に相関関係はみられても、それが因果関係を意味するとは限らない。式(4)のとおり、いわゆる「域際収支」は支出面の問題であり、所得は生産面の問題である。企業活動の活発化によって地域所得が向上し、移出の増大によって「域際収支」が改善されたとしても、地域所得と「域際収支」のあいだに直接的な因果関係があるわけではない。しかも式(7)と式(10)に示唆されるように、「域際収支」は県民貯蓄と県内投資にかかわる問題であることからも、地域所得とのあいだに直接的な関係はないことがみてとれる<sup>16</sup>。

- 13) たとえば、式(3)に依拠する安藤・中村 (2006) においても、「一概に黒字や黒字化をポジティブに 評価することは適切ではなく、かなりの慎重さが 求められることになる。どのような状況で (短期的か長期的か) またどのような要因によって変動しているかをよく検討した上でなければ、域際収支と地域経済にとっての善し悪しの判断について 結論を出すのは困難である」としている。
- 14) 内閣府「県民経済計算年報」2013年度をもとに、 47都道府県について相関係数を計算してみると、 県内総生産と財貨・サービスの移出入(純)については0.808(いずれも人口1人あたりでは0.904)、 県民所得と財貨・サービスの移出入(純)については0.712(同0.837)であり、全般に高い。
- 15) 原・保永 (2005) も「域際収支」と地域所得の 関係を扱っている。すなわち、式(1)は Y+M-

X=C+G+Iと書き換えることができる。右辺は地域内支出にあたる。いま移入Mが増大すれば、「域際収支」のマイナス幅は拡大するが、これは同時に地域内支出の増加を意味する。つまり、「移入超過が経済力水準を拡大しているはずである」。ところが、一方では「域際収支」のマイナス幅が大きいと、県内総生産は低いという関係にある。原・保永(2005)は、この矛盾は「これまでの地域経済分析とくに域際収支論では見逃されてきた」という重要な指摘をしている。ただし、「それは、結局地域経済の内生的な生産力を伴っていないため本質的な[所得]水準の引き上げ要因とはならない」という説明に終わっている。

16) 遠藤(2014)では、いわゆる「域際収支」と地域所 得の関係について、もうひとつの説明がされている。す なわち、県外からの所得移転に伴い、ほとんどの道府 第2に、第1の見解から導かれる《地域所得向 上のためには「域際収支」の改善が必要である》 という地域政策の目標設定も適切ではない。

この見解は、いわゆる経済基盤モデルに対応し たものであり17)、移出産業の振興によって「外貨」 を獲得しようという説明は一般には納得しやす い。ところが遠藤(2014)によれば、そのひとつ の形態として「地産地消」を徹底していくと、期 待される効果をもたらさないことが指摘されてい る。すなわち、ある地域である特定の財の振興に 取り組むと、地域外の需要から地域内の需要にシ フトすることにより、移入は減少する。一方、当 該地域の生産要素には限りがあるため、特定の財 の生産を重点的に進めることで、それ以外の財の 地域内生産は減少し、その減少分だけ移出は減少 する。その結果、財貨・サービス収支はあまり変 化しない。しかも移入を制限することで地域内生 産のコストが上昇し、実質所得を低下させるおそ れがあるとしている18)。

第3に《財貨・サービス収支のマイナスを財政 移転で補填する》という見方は適切ではない。

県では県民可処分所得が県内純生産を超えている。その結果、「1人当たり総生産の低い県ほど、県外からの所得移転をより多く消費に回すため、移輸入が大幅に拡大し、貿易・サービス収支の赤字幅が拡大します。これに対して、1人当たり総生産の高い県ほど、県外からの所得移転をより多く県外資産の購入に回すため、貿易・サービス収支の赤字幅はあまり拡大しません。このため、1人当たり総生産と1人当たり貿易・サービス収支には負の相関が観察されます」というものである。

これを確認するため、各都道府県の「県民経済計算年報」(2013年度)において資本調達勘定(実物取引)を推計している28道府県(後出)について、人口1人あたり県内総生産と人口1人あたり財貨・サービスの移出入(純)の関係を調べてみた。両者の相関係数は28道府県全体で0.883、人口1人あたり県内総生産がより多い14府県で0.826、より少ない14道県で0.686、県外からの移転所得(純)がより多い14県で0.899、より少ない14府県で0.914であった。2013年度の28道府県については、遠藤(2014)の指摘はあてはまらないようである。

17) 最も単純な経済基盤モデルは、次のように説明される。 すなわち地域経済 E は、稼得力のある基盤産業  $E_{basic}$  と それ以外の非基盤産業  $E_{non}$  から構成される。 つまり、  $E=E_{basic}+E_{non}$  である。右辺を加工すると、 $E=(1+E_{non}/E_{basic})$  を書き換えられる。この右辺第1項を k とすれば、 $E=kE_{basic}$  と表現できることから、地域経済は稼得

この見解は、式(3)から導かれるものであり、第1の誤解とも相まって往々にしてそのように受け取られやすい<sup>19)</sup>。しかし、遠藤(2010)によると、財貨・サービス収支と移転所得(要素所得の移転、その他の経常移転、資本移転)の関係は、後者が外生的、前者が内生的といえること、しかも両者は正の関係にあることから、「財政を通じた所得再分配の規模を縮小すれば、財貨・サービス収支の赤字幅はむしろ縮小する」ことになるとしている。

第4に、同じく式(3)から導かれる《財貨・サービス収支がマイナスであれば対外債務が増大する》という見方も適切ではない。

これもよく目にする見解である<sup>20)</sup>。しかし、これは式(10)で示される本来の域際収支を考慮していないことによる誤解である。そのため遠藤(2014)は、「国内の地域の域際取引では経常・資本移転の規模が非常に大きくなり、『貿易・サービス収支=域外に対する債権の変動』は概算であっても適用」すべきでないと注意を喚起している<sup>21)</sup>。

力のある基盤産業にかかっているとみることができる。

- 18) 財貨・サービス収支に過度にとらわれることは、 重商主義的発想といえるかもしれない。クルーグマン(1997)は、リカードを引用しながら貿易の意義 を解説しているが、貿易の目的は輸出ではなく輸入 にあり、貿易を通じて得るのは「求めるものを輸入 する能力」であることに注意を促している。
- 19) たとえば、遠藤 (2010) も引用しているとおり、林 (2006) は、「経済力の弱い地方は、民間経済における マイナスの収支バランスを財政におけるプラスの収支 (受益が負担より大きい) でカバーすることによって 維持されている」としている (この見解から「成長性 の高い移出・輸出型に産業構造を転換することが必要である」(林2006) という第2の見解が導かれる)。黒田ほか (2008) でも「地域経済の交易赤字が地方交付 税による財政移転で賄われている」とされている。
- 20) たとえば、遠藤 (2010) が取り上げている土居 (2005a、2005b) などのほか、黒田ほか (2008) では 「開放体系におけるマクロ経済のバランス式では、国際収支の赤字分は対外債務によって相殺される」と され、中村 (2015) では「東京への資金が流出すると、域際収支の赤字 (需要に対する供給不足) を補うの にそれだけ財政移転も必要になる」とされている。
- 21) 各都道府県の「県民経済計算年報」2013年度に おいて資本調達勘定(実物取引)を推計している 28道府県(後出)のうち、財貨・サービスの移出入

## 3. 研究方法

## (1) 使用データ

本稿では、主に内閣府「県民経済計算年報」(2013年度)を用い、各都道府県の「県民経済計算年報」を補足的に使用する<sup>22)</sup>。県民経済計算をはじめ、以下の金額はすべて名目値である。

人口1人あたりの計算に用いた人口は、内閣府「県民経済計算年報」(2013年度)に記載されている「国勢調査推計人口」(2013年10月1日現在)による。県内就業者数も同「県民経済計算年報」による。年齢階層別人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(2014年1月1日現在)により、日本人について集計したものである。平均年齢は、同調査から計算した。昼夜間人口は、総務省「国勢調査」(2010年10月1日現在)による。

データのうち租税・財政関係は国税庁「国税統計年報」(2013年度)、総務省「都道府県決算状況調」(2013年度)、同「市町村決算状況調」(2013年度)、公的年金の保険料納付額と給付額は厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(2013年度)、小売業年間販売額は総務省「経済センサス」(2012年、2014年)、家計消費支出は総務省「家計調査」(2013年における県庁所在都市の総世帯)、新設住宅着工床面積は国土交通省「建築着工統計調査」(2013年度)、新車乗用車登録台数は日本自動車販売協会連合会「新車乗用車販売統計」(2013年における普通・小型乗用車)による。地方税や地方交付税などの財政関係のデータは、都道府県と市区町村の数値を都道府県別に合計して使用している。

## (2) 用語の定義

内閣府「県民経済計算年報」に表章されていな い用語については、同年報の主要系列表「3.県

(純)がマイナスであるのは16道県である(統計上の不突合を除く)。これらすべての道県で経常県外収支はプラスであり、前出の式(10)より、結果として県外に対する債権の変動はプラスになっている。なお、埼玉県と大阪府では県外からの資本移転(純)がマイナスであるが、経常県外収支と県外に対する債権の変動はプラスである。

22) 内閣府「県民経済計算年報」2013年度では、愛知県の財貨・サービスの移出入(純)と統計上の不突合が表章されていないため、愛知県「あいち

民所得」と「5. 県内総生産(支出側、名目)」に表章されている項目をもとに、以下のように定義した<sup>23)</sup>。

県外からの雇用者報酬(純)=県民雇用者報酬-県内雇用者報酬

県外からの財産所得(純)=財産所得+企業所得 - 営業余剰・混合所得

経常県外収支=財貨・サービスの移出入(純)+ 県外からの雇用者報酬(純)+県外からの財産所 得(純)+その他の経常移転(純)

= 県民貯蓄 - 県内総資本形成 - 固 定資本減耗

県民貯蓄=県民可処分所得-(民間最終消費支出+政府最終消費支出)

上記には統計上の不突合を表示していないが、 実際の計算に際しては、特に注意書きをしない限 り財貨・サービスの移出入(純)に含めている。 これら以外に分析で使用する個別の定義について は、それぞれの該当箇所で紹介する。

#### (3) 分析方法

本稿の目的は、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)と家計部門の人口1人あたり県民可処分所得のあいだに生じる較差の実態とその要因を検討することにある。そのため、家計部門の人口1人あたり県民可処分所得の構成を確認したうえで、そのような較差と産業構造や社会的・経済的・財政的要因との関係を点検する。分析に際しては、図表3のように、県民所得と家計部門の県民可処

の県民経済計算 | 2013年度の数値を用いた。

<sup>23)</sup> 土居(2005a) は、内閣府「県民経済計算年報」をもとに、県民総生産=県内総生産+県外からの要素所得の純受取、県外からの要素所得の純受取=県外からの雇用者所得の純受取+県外からの営業余剰の純受取、県外からの雇用者所得の純受取=県民雇用者所得-県内雇用者所得、県外からの営業余剰の純受取=県民営業余剰-県内営業余剰としている。

分所得に応じて47都道府県を4つの類型に区分 し、それらの差違や特徴を比較する。そのなかで も特に対照的な「上昇群」と「下降群」を中心に 議論する。

図表3 県民所得と家計部門の県民可処分所得による都道府県の類型化

県民所得	家計部門の県民電	可処分所得の順位
の順位	県民所得の順位より上位	県民所得の順位より下位
下 位	【上昇群】 北海道、岩手、秋田、福島、新潟、長野、岐阜、 兵庫、奈良、鳥取、島根、高知、熊本、鹿児島	
上位	(高位群) 「高位群」 「栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、石川、愛知、 岡山、福岡	宮崎、沖縄 【下降群】 茨城、群馬、富山、福井、山梨、静岡、三重、 滋賀、京都、大阪、和歌山、広島、山口、徳島、
		香川

- (注) 1. 内閣府「県民経済計算年報」2013年度から作成。
  - 2. 人口1人あたり県民所得(要素費用表示)と家計部門(個人企業を含む)の人口1人あたり県民可処分所得について、それぞれ2011 ~2013年度の3ヵ年の平均順位により分類した。宮城県、山形県、東京都、愛知県、長崎県、沖縄県は、人口1人あたり県民所得の順位と人口1人あたり家計部門の県民可処分所得の順位が同じである。

上昇群は、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)が下位の道県のうち、家計部門の人口1人あたり県民可処分所得が県民所得の順位より高い14道県である。兵庫県が含まれているが、同県以外は北海道、鳥取県、島根県、鹿児島県など大都市圏から離れた地方圏の道県から構成される。

下降群は、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)が上位の都府県のうち、家計部門の人口1人あたり県民可処分所得が県民所得の順位より低い15府県である。群馬県、静岡県、滋賀県、広島県、山口県など伝統的な工業主導型県が多いことが特徴である。

高位群は、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)が上位の都府県のうち、家計部門の人口1人あたり県民可処分所得が県民所得の順位より高いか同じである9都県であり、首都圏の1都3県と愛知県が含まれている。

下位群は、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)が下位の道県のうち、家計部門の人口1人あたり県民可処分所得が県民所得の順位より低いか同じである9県であり、青森県、山形県、沖縄県などすべて地方圏の県から構成される。

## 4. 県民可処分所得の状況

(1) 県民所得(要素費用表示)と県民可処分所得 2013年度の場合、47都道府県合計の県内総生産 は508.6兆円 (人口1人あたり365.9万円)、県外からの雇用者報酬(純)と財産所得(純)を考慮した県民所得(要素費用表示)は390.2兆円(同282.7万円)、税・補助金を考慮した県民所得(市場価格表示)は426.5兆円(同308.3万円)、そしてその他の経常移転(純)を反映した県民可処分所得は459.6兆円(同350.9万円)である<sup>24)</sup>。

家計部門の県民可処分所得の検討に入るまえ に、47都道府県における県民所得や県民可処分所 得の状況を概観しておこう。

図表4は、横軸に人口1人あたり財貨・サービス収支(統計上の不突合を含む)と人口1人あたり経常県外収支を取り、縦軸に人口1人あたり県民所得(要素費用表示)を取って、それぞれの関係をみたものである。

第1に、一見して明らかなとおり、これら2種類の組み合わせには有意な相関がみられる。ただし、遠藤(2010、2014)が指摘するとおり、これらの組み合わせに相関関係はあっても因果関係とはいえないことに留意する必要がある。

第2に、これら3変数間の見かけの相関にも注意する必要がある。相関係数については、人口1人あたり財貨・サービス収支と人口1人あたり県民所得で0.877、人口1人あたり経常県外収支と人口1人あたり県民所得で0.594、人口1人あたり財貨・サービス収支と人口1人あたり経常県外

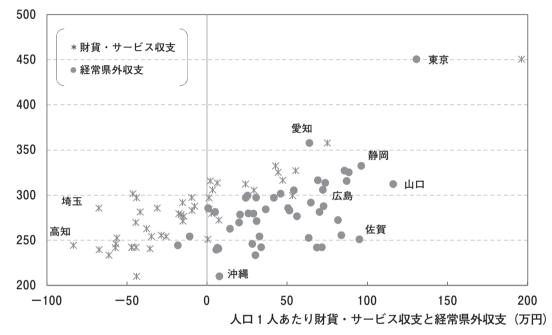
<sup>24) 47</sup>都道府県全体の人口1人あたりの数値は算術

平均である (以下同じ)。

収支で0.663であり、いずれも1%水準で有意である。一方、偏相関係数については、人口1人あたり財貨・サービス収支と人口1人あたり県民所得では0.803(1%水準で有意)であるが、人口1人あたり財貨・サービス収支と人口1人あたり経常県外収支では0.368(5%水準で有意)であり、

相関が弱まっている。さらに人口1人あたり経常 県外収支と人口1人あたり県民所得では0.034で ある。つまり、人口1人あたり財貨・サービス収 支の影響がなければ、人口1人あたり経常県外収 支と人口1人あたり県民所得のあいだには相関は みられない。

図表 4 県民所得、財貨・サービス収支、経常県外収支の関係 人口 1 人あたり県民所得(万円)



- (注) 1. 内閣府「県民経済計算年報」2013年度から作成。
  - 2. 財貨・サービス収支は財貨・サービスの移出入(純) と統計上の不突合の合計。

第3に、全体の3分の2近くの29道府県において人口1人あたり財貨・サービス収支がマイナスであるにもかかわらず、人口1人あたり経常県外収支がマイナスになるのは愛媛・高知の2県しかない。つまり、財貨・サービス収支がマイナスであっても、それを補ってあまりある県外からの要素所得(純)とその他の経常移転(純)が地域経済を支えていることになる。なお、東京・愛知・大阪の3都府県では、財貨・サービス収支が大幅なプラスであり、経常県外収支の額を超えている。

県民所得(要素費用表示)にその他の経常移転(純)と生産・輸入品に課される税を加え、補助金を控除したものが県民可処分所得である。2013

年度の場合、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)は47都道府県平均で282.7万円であるのに対し、人口1人あたり県民可処分所得は350.9万円、県民所得の1.24倍の規模になっている。

人口1人あたり県民所得(要素費用表示)に対する人口1人あたり県民可処分所得の倍率を計算してみると(図表5)、県民所得が高い東京都や愛知県では県民可処分所得の規模は県民所得のせいぜい1.1倍程度にすぎないが、県民所得が低い鳥取県や島根県などでは1.4倍を超えており、全体として逆相関の関係にある。つまり、県民可処分所得が所得再分配に関係していることは明らかである<sup>25</sup>。

<sup>25)</sup> 厚生労働省「所得再分配調査」では、雇用者所得、

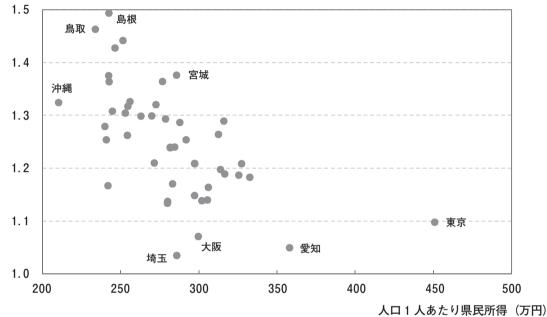
事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所

実際、47都道府県間の変動係数とジニ係数を計算してみると、人口1人あたり県内総生産については0.180と0.084であるが、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)については0.139と0.072に

低下し、さらに人口 1 人あたり県民可処分所得については0.103と0.054、うち家計部門については0.099と0.055であり、地域間格差は確実に縮小している $^{26}$ 。

図表 5 県民所得と県民可処分所得の関係

人口1人あたりでみた県民所得に対する県民可処分所得の倍率(倍)



(注) 内閣府「県民経済計算年報」2013年度から作成。

#### (2) 県民可処分所得の構成

内閣府「県民経済計算年報」における県民可処分所得は、次の項目から構成される。2行目は、雇用者報酬と要素所得を県外との取引の観点から書き換えたものである。このうち県外からの雇用者報酬(純)と県外からの財産所得(純)は、第3節で定義したとおりである。

県民可処分所得=県民雇用者報酬+財産所得 (非企業部門)+企業所得(法人企業の分配所得 受払後)+その他の経常移転(純)+税・補助金

= 県内雇用者報酬 + 県外から の雇用者報酬(純) + 営業余剰・混合報酬 + 県外

得、雑収入、私的給付(仕送り、企業年金、生命保 険金等)の合計である当初所得から、税と社会保険 料を控除し、現物社会保障給付と社会保障給付(現 金、現物)を加えたものを再分配所得としている。 からの財産所得(純) + その他の経常移転(純) + 税・補助金

4つの制度部門、すなわち企業部門(非金融法 人企業と金融機関)、政府部門(中央政府・地方 政府・社会保障基金)、家計部門(個人企業を含む) および対家計民間非営利団体における県民可処分 所得の内訳は、内閣府「県民経済計算年報」の表 章項目から、それぞれ次のように定義することが できる。

企業部門の県民可処分所得=法人企業の企業所 得+公的企業の企業所得+企業部門へのその他 の経常移転(純)

国民経済計算ならびに県民経済計算では、現物社会 保障給付は政府最終消費支出に計上される。

26) 新潟県 (2015) は、家計部門の県民可処分所得など を取り上げて、都道府県間格差の問題を検討している。 政府部門の県民可処分所得=政府部門の財産所 得+政府部門へのその他の経常移転(純)+生 産・輸入品に課される税・補助金

家計部門の県民可処分所得=賃金・俸給+雇主 の社会負担+家計部門の財産所得+個人企業の 企業所得+家計部門へのその他の経常移転(純)

対家計民間非営利団体の県民可処分所得 = 対家 計民間非営利団体の財産所得 + 対家計民間非営 利団体へのその他の経常移転(純)

図表6は、このような県民可処分所得の構成項目を人口1人あたりにして、47都道府県の平均と4類型の平均を比較したものである。これから次の点が指摘される(以下では煩雑さを避けるため、原則として「人口1人あたり」という表現を省略する)。

第1に、47都道府県平均の県民可処分所得は、 下降群で最も高く365.7万円である。以下、高位 群360.9万円、上昇群343.4万円、下位群328.0万 円の順である。下降群の県民可処分所得は全体平 均に比較するとなお有意に高い。

第2に、47都道府県平均では県民可処分所得 350.9万円のうち家計部門が222.5万円(63.4%) を占める。これに次いで政府部門72.5万円 (20.7%)、企業部門49.2万円(14.0%)となって いる。類型別にみると、家計部門の構成比は高位 群では69.2%を占めるのに対し、下位群では 60.5%、下降群では61.7%であり、8ポイント前 後の開きがある。また、政府部門の構成比は高位 群の16.4%が最も低く、同様に人口1人あたり県 民所得が上位に属する下降群でも19.2%である一 方、県民所得が下位に属する下位群と上昇群では 23~24%であり、20%を超える。企業部門の構成 比は、政府部門のウエイトが大きい上昇群で 11.0%、家計部門のウエイトが大きい高位群で 12.7%と低いのに対し、家計部門のウエイトの小 さい下降群では17.2%と高い。政府部門の県民可 処分所得については4類型間に有意差がみられな

いが、家計部門については高位群の249.9万円が 有意に高く、下位群の198.4万円が有意に低い。 企業部門については上昇群の37.9万円が有意に低 く、下降群の63.0万円が有意に高い。

第3に、県民可処分所得のちょうど半分の175.9万円(50.1%)は県民雇用者報酬である。東京都が含まれる高位群では57.7%を占めるが、ほかの3群では40%台後半にとどまる。県民雇用者報酬のうち賃金・俸給が147.3万円(42.0%)であり、残りは雇主の社会負担28.6万円(8.1%)である。属人ベースの県民雇用者報酬のうち属地ベースの県内雇用者報酬は171.9万円(49.0%)であり、県外からの雇用者報酬(純)は4.0万円(1.2%)にすぎない<sup>27)</sup>。

第4に、利子・配当や賃貸料などの財産所得は47都道府県平均で15.9万円(4.5%)、最も多い高位群でも19.1万円(高位群の県民可処分所得の5.3%)である。法人企業・公的企業・個人企業における企業所得は90.9万円(25.9%)である。なかでも下降群では107.2万円(下降群の同29.3%)であり、県民可処分所得の30%近くを占めている。一方、企業部門における営業余剰・混合報酬は47都道府県平均で94.9万円(27.0%)であるが、やはり下降群では112.7万円(下降群の同30.8%)と多い。これに対し、県外からの財産所得(純)は47都道府県平均で11.8万円(3.4%)であり、類型間に有意な差はない。

第5に、その他の経常移転(純)は、47都道府 県平均で42.7万円(12.2%)である。下降群で 33.1万円(下降群の同9.0%)、高位群で11.6万円 (高位群の同3.2%)であるが、主に地方圏から構成される上昇群では65.0万円(上昇群の同18.9%)、下位群では54.8万円(下位群の同16.7%)と50万円を超えている。その他の経常移転(純)のほとんどは政府部門に対するものである。政府部門へのその他の経常移転(純)は47都道府県平均で49.8万円(14.2%)であり、上昇群63.7万円(上昇群の同18.5%)、下位群53.9万円(下位群の同16.4%)、下降群43.9万円(下降群の同12.0%)、高位群33.9万円(高位群の同9.4%)の

<sup>27)</sup> 容易に想像されるとおり、人口1人あたり県外からの雇用者報酬(純)と昼夜間人口比率は逆相関の関係にあり、相関係数は-0.990ときわめて高

い(昼夜間人口比率は総務省「国勢調査」2010年 による)。

順で規模が小さくなっている。これらの多くは、 所得税や法人税の徴収とそれらの政府間移転に関 係しているとみられる<sup>28)</sup>。

図表 6 県民可処分所得の構成

(万円)

					()111/
	平均	上昇群	下降群	下位群	高位群
	(N=47)	(N=14)	(N=15)	(N=9)	(N=9)
県民可処分所得	350. 9	343. 4	365. 7 <	328. 0	360. 9
県民雇用者報酬	175. 9	167. 1	178. 9	152. 4 >>	208. 2 <<
財産所得	15. 9	13. 2 >	17. 5	14. 1	19. 1
企業所得	90.9	77.4 >>	107. 2 <<	83. 0	92. 7
その他の経常移転(純)	42. 7	65. 0 <<	33. 1	54. 8	11.6 >>
税・補助金	25. 6	20. 7 >>	29. 1 <	23. 6	29. 4
県内雇用報酬	171.9	160.7 >	176. 5	151.8 >>	201.5
県外からの雇用者報酬 (純)	4.0	6. 4	2. 4	0.5 >>	6. 7
営業余剰・混合所得	94. 9	80. 1 >>	112.7 <<	85. 9	97. 5
県外からの財産所得(純)	11.8	10. 5	12. 0	11. 2	14. 2
その他の経常移転(純)	42. 7	65. 0 <<	33. 1	54. 8	11.6 >>
税・補助金	25. 6	20.7 >>	29. 1 <	23. 6	29. 4
企業部門の県民可処分所得	49. 2	37. 9 >>	63. 0 <<	47. 3	45. 9
法人企業の企業所得	57. 4	44.7 >>	73. 1 <<	53. 7	54. 5
公的企業の企業所得	2.0	1. 3	1.8	1.2 >	4. 3
その他の経常移転(純)	<b>-10.1</b>	<b>−</b> 8.1 <	-11.8	<b>−7.6</b> <<	<b>-12.9</b>
政府部門の県民可処分所得	72. 5	81.9	70. 2	75. 3	59. 1
財産所得	-2.9	-2.5	-2.8	-2. 2	<b>-4.</b> 1
その他の経常移転(純)	49.8	63.7 <<	43. 9	53. 9	33. 9
税・補助金	25. 6	20.7 >>	29. 1 <	23. 6	29. 4
家計部門の県民可処分所得	222. 5	216. 8	225. 7	198. 4 >>	249. 9 <<
賃金・俸給	147. 3	139. 7	149. 6	127. 1 >>	175.6 <<
雇主の社会負担	28. 6	27. 3 >>	29. 2	25. 3 >>	32. 6
財産所得	18. 4	15. 4 >>	20. 0	16.0 >	22. 9
個人企業の企業所得	31.5	31.3	32. 3	28. 2 >	33. 9
その他の経常移転(純)	-3.4	3.0 <<	-5.5	1.8 <	<b>−</b> 15. 1
非営利部門の県民可処分所得	6. 7	6. 8	6. 8	7. 0	6. 0
財産所得	0.3	0. 3	0.3	0.3	0. 2
その他の経常移転(純)	6. 4	6. 5	6. 5	6. 7	5. 7

<sup>(</sup>注) 1. 内閣府「県民経済計算年報」2013年度から作成 (人口も同年報による)。

税、社会負担、その他の経常移転の合計で170兆円、 受取・支払差額は32兆円である。

家計部門からみれば、社会負担と現物社会移転以外の社会給付は47都道府県全体ではおおむね相殺されるため、家計部門のその他の経常移転(純)に関する都道府県間のプラス・マイナス幅は、主に公的年金に関する受益・負担関係をあらわしていると解釈される。政府部門についても社会負担と現物社会移転以外の社会給付は47都道府県全体ではほぼ

<sup>2.</sup> 記号は全体平均と各群の平均に関する両側検定結果。記号の向きは全体平均との大小関係。記号 2 つは 1 %水準、 1 つは 5 %水準で有意。

<sup>28)</sup> 内閣府「国民経済計算年報」2013年度によると、家計部門(個人企業を含む)の支払は所得・富等に課される経常税、社会負担、その他の経常移転(非生命保険や仕送りなど)の合計で120兆円、受取は現物社会移転以外の社会給付(主に公的年金)、その他の経常移転の合計で98兆円、受取・支払差額はマイナス22兆円である。一般政府の支払は、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転の合計で137兆円、受取は所得・富等に課される経常

これに対し第6に、企業部門におけるその他の経常移転(純)は10.1万円のマイナス、家計部門のそれは3.4万円のマイナスであり、県内からみれば支払>受取である。ただし、企業部門ではすべての類型でマイナスであるが、家計部門については上昇群と下位群において有意にプラスである。これは、主に公的年金に関する受益・負担関係を意味していると解釈される<sup>29)</sup>。

以上のように、4類型のなかでも上昇群では家計部門のウエイトが相対的に高いのに対し、下降群では企業部門のウエイトが相対的に高く、対照的である。とりわけ企業所得、営業余剰・混合報酬、企業部門の県民可処分所得については、上昇群の平均値が最も低く、下降群の平均値が最も高い。にもかかわらず、家計部門の人口1あたり県民可処分所得については上昇群216.8万円、下降群225.7万円であり、47都道府県平均の222.5万円とあまり変わらない。

## 5. 家計部門の県民可処分所得の状況

#### (1) 社会的・経済的・財政的要因との関係

図表7は、県民可処分所得に影響すると想定される産業構造、財政、人口などの指標を人口1人あたりにして、家計部門の人口1人あたり県民可処分所得との相関係数を4類型別にみたものである。これから次の点が指摘される。

第1に、47都道府県全体では、経済活動のうち 多くの産業が家計部門の県民可処分所得に対して 有意に正で働いている。有意でないのは、建設業

相殺されるため、家計部門と同様のことがいえる。ただし、政府部門におけるその他の経常移転のなかでは、中央政府・地方政府・社会保障基金における相互の移転の規模が大きい(受取側からみると、所得・富等に課される経常税44兆円、社会負担63兆円、その他の経常移転63兆円、うち一般政府内の経常移転61兆円)。このことから、政府部門のその他の経常移転(純)に関する都道府県間のプラス・マイナス幅は、主として所得税・法人税の負担とそれらの移転によるものと解釈される。

29) 政府部門の人口1人あたりその他の経常移転(純) をX<sub>g</sub>、家計部門の人口1人あたりその他の経常移転 (純) をX<sub>h</sub>、(地方税+地方譲与税+地方特例交付 金+地方交付税+国庫支出金-国直轄事業負担金) -(国税+地方税)で計算した人口1人あたり受益・ 負担差額をY<sub>h</sub>、厚生年金と国民年金の人口1人あた と対家計民間非営利サービス生産者だけである。 農林水産業、建設業、政府サービス生産者につい ては逆に負である<sup>30</sup>。産業が活発であれば家計部 門の県民可処分所得も高いという関係は納得しや すい。

第2に、経済活動との関係を4類型別にみると、下降群では有意に作用している分野がなく、下位群では不動産業のみ有意である<sup>31)</sup>。製造業は、47都道府県全体と上昇群では有意に正で働いているが、残りの3類型では有意ではない。製造業に特化した下降群でも相関係数は0.500にとどまり、有意ではない。

第3に、各制度部門におけるその他の経常移転 (純)との関係をみると、47都道府県全体ではす べて負であり、うち企業部門と家計部門について は有意である。企業部門への経常移転が家計部門 と競合的であるのは首肯できる。家計部門への経 常移転については、前述のように主に公的年金関 係と考えられるため、全世帯からなる家計部門の 県民可処分所得に対してはむしろ押し下げに働い ていると考えられる。

第4に、県内総生産の支出項目との関係をみると、当然のことながら、経済活動が活発であれば家計部門の県民可処分所得も高い。47都道府県全体では、政府最終消費支出と公的総固定資本形成を除いていずれも有意に正で働いている。財貨・サービスの移出入(純)については、4類型ともに正であり、下位群を除いて有意である。因果関係や経路の問題を無視すれば、財貨・サービスの

り給付・負担差額を $Y_p$ とする。それぞれの相関係数は、 $X_h$ と $Y_r$ で0.828(1%水準で有意)、 $X_h$ と $Y_p$ で0.786(同)であり、いずれも有意な正の相関がみられる。一方、 $X_g$ と $Y_r$ で0.265、 $X_g$ と $Y_p$ では -0.148であり、相関は認められない。ただし、人口 1人あたり地方交付税・国庫支出金と $X_g$ の相関係数は0.503(1%水準で有意)である。

- 30) 高位群のみ政府サービス生産者の符号が正であるのは、東京都が影響しているとみられる。
- 31) 帰属家賃が擬せられる持ち家は、住宅賃貸業として不動産業に分類される。内閣府「国民経済計算年報」2013年度(暦年)によると、家計最終消費支出289.2兆円のうち持ち家の帰属家賃は46.6兆円、家計部門における持ち家の営業余剰は粗で39.3兆円、純で24.4兆円、不動産業の国内総生産は56.2兆円である。

移出入(純)と家計部門の県民可処分所得のあい だに相関があることは事実ではある。

第5に、47都道府県全体、下位群および高位群においては、民間最終消費支出あるいは家計最終消費支出は、家計部門の県民可処分所得と有意に正の関係にある。しかし、上昇群と下降群においては相関がみられない。上昇群と下降群では、逆に県民貯蓄(県民可処分所得 - 最終消費支出)と有意に正の関係にある。かといって後述のとおり、

県民貯蓄が県内投資に回されているわけではない。 第6に、47都道府県全体でみると、家計部門の 県民可処分所得は、人口1人あたり地方税収入と 有意に正の関係にあり、人口1人あたり地方交付 税・国庫支出金とは有意に負の関係にある。この ことは容易に納得できる。国税・地方税の受益・ 負担差額は、両者を組み合わせた指標とみること ができるが、やはり家計部門の県民可処分所得と 有意に負の関係にある。これらは人口構成とも関

図表7 家計部門の県民可処分所得との相関係数

			全 体	上昇群	下降群	下位群	高位群
			(N=47)	(N=14)	(N=15)	(N=9)	(N=9)
	農林水産業	万円	-0.641 <b>**</b>	-0.766 <b>**</b>	<b>−</b> 0. 395	0. 048	-0.368
	製造業	万円	0.458 **	0.625 *	0. 500	0. 612	0. 058
	建設業	万円	-0.205	<b>−</b> 0. 277	-0. 338	0. 305	0. 511
経	卸売・小売業	万円	0.527 **	-0.028	<b>−</b> 0. 050	0. 651	0.750 *
経済	金融・保険業	万円	0.495 **	0. 117	0. 071	0. 606	0.746 *
活	不動産業	万円	0.782 **	0.678 **	0. 372	0. 942 **	0.792 *
動別	運輸業	万円	0. 381 **	<b>−</b> 0. 192	0. 316	0. 190	0. 597
///	情報通信業	万円	0.520 **	0. 270	0. 037	0. 188	0.738 *
	サービス業	万円	0.432 **	<b>−</b> 0. 317	0. 002	<b>−</b> 0. 212	0.692 *
	政府サービス生産者	万円	-0.500 **	-0.670 **	-0.360	<b>−</b> 0. 355	0. 347
	対家計非営利サービス生産者	万円	0. 077	0. 041	0. 265	0. 125	0. 111
<b>%</b> 又	企業部門	万円	-0.569 **	<b>−</b> 0. 105	0. 041	<b>−</b> 0. 435	-0.843 **
経常	政府部門	万円	<b>−</b> 0. 115	<b>−</b> 0. 185	0. 087	0. 426	0. 687 *
移転	家計部門	万円	-0.677 **	<b>−</b> 0. 488	<b>−</b> 0. 129	<b>−</b> 0. 397	-0.885 **
ŦA	対家計非営利団体	万円	<b>-</b> 0. 207	-0.082	0. 120	<b>−</b> 0. 146	-0.095
	財貨・サービスの移出入(純)	万円	0.639 **	0.614 *	0.618 *	0. 189	0.715 *
	民間最終消費支出	万円	0.751 **	0. 021	0. 196	0.819 **	0.872 **
県	家計最終消費支出	万円	0.756 **	0. 024	0. 180	0. 821 **	0. 878 **
内終	政府最終消費支出	万円	-0.427 <b>**</b>	-0.805 **	<b>−</b> 0. 477	0. 297	0. 369
総生	県内総資本形成	万円	0. 097	-0.338	<b>−</b> 0. 186	0.803 **	0. 523
産	公的総固定資本形成	万円	-0.555 **	-0.565 *	<b>−</b> 0. 545 *	0. 523	-0. 445
	固定資本減耗	万円	0.594 **	0. 242	0.516 *	0.742 *	0. 731 *
	県民貯蓄	万円	0. 398 **	0. 565 *	0.607 *	0. 242	0. 656
税	地方税	万円	0. 845 **	0. 753 **	0.632 *	0. 842 **	0. 904 **
•	地方交付税・国庫支出金	万円	<b>−</b> 0. 732 <b>**</b>	-0.679 <b>**</b>	−0. 625 <b>*</b>	0. 224	<b>−0.881</b> **
年金	国税・地方税の受益・負担差額	万円	-0.768 <b>**</b>	-0.697 <b>**</b>	<b>−</b> 0. 401	<b>−</b> 0. 109	-0.825 **
312	公的年金の給付・負担差額	万円	-0. 406 <b>**</b>	0. 205	-0.032	0. 607	<b>−0.781</b> *
人	65歳以上人口比率	%	-0.393 **	<b>−</b> 0. 504	<b>−</b> 0. 419	0. 575	-0. 644
	平均年齢	歳	-0. 401 <b>**</b>	-0.622 *	<b>−</b> 0. 444	0. 627	<b>−</b> 0. 747 *

<sup>(</sup>注) 1. 内閣府「県民経済計算年報」2013年度、国税庁「国税統計年報」2013年度、総務省「都道府県決算状況調」2013年度、同「市町村決算状況調」2013年度、厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」2013年度、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」2014年1月1日現在から作成。

<sup>2.</sup> 人口構成以外は人口1人あたり。国税・地方税の受益・負担差額は(地方税+地方譲与税+地方特例交付金+地方交付税+国庫支出金-国直轄事業負担金)- (国税+地方税)による。

<sup>3.</sup> 記号は相関係数に関する検定結果。\*\*は1%水準、\*は5%水準で有意。

連しており、65歳以上人口比率と平均年齢は、家計部門の県民可処分所得に対して有意に負の関係にある。

人口1人あたり地方交付税・国庫支出金、65歳以上人口比率および平均年齢について類型別にみると、全般に47都道府県全体と同じ符号であるにもかかわらず、下位群では符号が逆転している。いずれも有意ではないものの、家計部門の県民可処分所得と正の関係にある。財政移転の多くは政府部門内の移転であり、家計部門への移転は限定されているはずであるが、下位群においては、財政移転が直接的に家計部門の県民可処分所得の押し上げにつながっていることが考えられる<sup>32)</sup>。

第7に、公的年金(厚生年金・国民年金)の給付・負担差額については、47都道府県全体では家計部門の県民可処分所得と有意に負の関係にある。4類型別にみると、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)がより下位の上昇群と下位群では正の関係にあるのに対し、より上位の下降群と高位群では負になっている。これは、前節でもふれたように、公的年金の給付と負担をめぐって支払超過地域と受取超過地域に分かれていることを示唆している。

## (2) 県民経済計算に関する上昇群と下降群の比較

以下では、対照的な上昇群と下降群を取り出して、どのような点にどのような差違があるかを検討してみよう。まず図表8は、内閣府「県民経済計算年報」における県民所得や県内総生産の構成項目について、両群の平均値(人口1人あたり)を比較したものである。これから次の点が指摘される。

32) 家計部門の所得支出勘定のうち現物社会移転以外の社会給付は、現金による社会保障給付、年金基金による社会給付、無年金雇用者社会給付、社会扶助給付から構成される。そこで、都道府県・市町村に対する国庫支出金のうち生活保護費負担金と普通建設事業費支出金(市町村分から都道府県経由の重複を除く)を取り出して、家計部門におけるその他の経常移転(純)との相関係数を調べてみた(いずれも人口1人あたり)。その結果、2013年度の場合、家計部門におけるその他の経常移転(純)と生活保護費負担金については47都道府県全体で-0.143(非有意)、下位群で-0.580(同)であり、家計部門におけるその他の経常移転(純)

第1に、図表6でみたように、下降群における家計部門の県民可処分所得は225.7万円であり、県民所得(要素費用表示)の順位に比較して低いとはいえ、上昇群の216.8万円を上回っている。しかし、両者の差は少なくとも5%水準で有意とはいえない。一方、県民所得や県民可処分所得については下降群が有意に高い。

県民可処分所得に対する家計部門の比率は、上昇群では63.1%であるが、下降群では61.7%であり、少し下回る。その代わり、企業部門の比率は上昇群では11.0%であるが、下降群では17.2%である。企業部門における県民可処分所得は、上昇群では37.9万円、下降群では63.0万円であり、有意な差がみられる。

第2に、県民雇用者報酬についても、上昇群に 比較して下降群が有意に多い。県民雇用者報酬の うち賃金・俸給と雇主の社会負担については、と もに下降群のほうが高いものの、有意差は認めら れない。県民雇用者報酬に対する賃金・俸給の比 率については、上昇群・下降群ともに83.6%であ る。雇主の社会負担は賃金・俸給に比例している ため、これは当然といえば当然である。

県民雇用者報酬については下降群が上回るにもかかわらず、県民可処分所得に対する県民雇用者報酬の比率は、上昇群48.7%、下降群48.9%であり、ほとんど差がない。つまり、それだけ下降群においては企業部門のウエイトが大きいことになる。実際、企業所得と営業余剰・混合報酬については有意差があり、下降群の平均値が上昇群の平均値をそれぞれ30万円前後上回っている。このことの裏返しとして、県民雇用者報酬/県民所得(要素費用表示)でみた労働分配率は、上昇群64.8%に

と普通建設事業費支出金については47都道府県全体で-0.143(同)、下位群で-0.780(5%水準で有意)であった。予想に反していずれの組み合わせについても負値になった。生活扶助費や公共事業費は、家計部門におけるその他の経常移転(純)に関係がないどころか、全般に対立的な関係にあるといえる。

下位群において人口1人あたり地方交付税・国庫支出金が家計部門の県民可処分所得と正の関係にある理由として、同群の9県には宮城県と沖縄県が含まれていることから、震災復興費や安全保障関係費の影響が考えられる。

図表8 県民経済計算に関する上昇群と下降群の比較

	四衣 0	宗氏在済司昇に関 9 る上5		1	10-6	
			全体	上昇群	検定	下降群
	県民可処分所得	万円	350. 9	343. 4	<	365. 7
	法人企業・金融機関	万円	49. 2	37. 9	<<	63. 0
	一般政府	万円	72. 5	81.9		70. 2
	家計・個人企業	万円	222. 5	216. 8		225. 7
	対家計民間非営利団体	万円	6. 7	6. 8		6. 8
	県民雇用者報酬	万円	175. 9	167. 1	<	178. 9
	賃金・俸給	万円	147. 3	139. 7		149. 6
	雇主の社会負担	万円	28. 6	27. 3		29. 2
	県内雇用者報酬	万円	171. 9	160. 7	<	176. 5
	県外からの雇用者報酬(純)	万円	4. 0	6. 4		2. 4
	財産所得	万円	15. 9	13. 2	<<	17. 5
	一般政府	万円	-2.9	-2.5		-2.8
	家計	万円	18. 4	15. 4	<<	20. 0
恒	対家計民間非営利団体	万円	0. 3	0. 3		0. 3
県民所	企業所得	万円	90. 9	77. 4	<<	107. 2
所	民間法人企業	万円	57. 4	44. 7	<<	73. 1
得	公的企業	万円	2. 0	1.3		1.8
	個人企業	万円	31.5	31.3		32. 3
	営業余剰・混合所得	万円	94. 9	80. 1	<<	112. 7
	県外からの財産所得 (純)	万円	11.8	10.5		12. 0
	その他の経常移転(純)	万円	42. 7	65. 0	>>	33. 1
	非金融法人企業・金融機関	万円	<b>-10.1</b>	-8. 1	>>	-11.8
	一般政府	万円	49. 8	63. 7	>>	43. 9
	家計・個人企業	万円	-3.4	3. 0	>>	-5.5
	対家計民間非営利団体	万円	6. 4	6. 5		6. 5
	県民所得(要素価格表示)	万円	282. 7	257. 7	<<	303. 5
	県民所得(市場価格表示)	万円	308. 3	278. 4	<<	332. 6
	財貨・サービスの移出入(純)	万円	-10. 9	-37. 9	<<	11. 5
	経常県外収支	万円	47. 6	44. 0		58. 9
	税・補助金	万円	25. 6	20. 7	<<	29. 1
	県内総生産	万円	365. 9	331.8	<<	395. 1
	農林水産業	万円	6. 0	7. 9	>>	4. 6
	製造業	万円	74. 7	52. 5	\ <<	105. 0
	建設業	万円	23. 6	25. 2	``	22. 9
	卸売・小売業	万円	41. 4	35. 4	<	42. 2
	金融・保険業	万円	13. 8	12. 1	<	13. 9
IB	不動産業	万円	48. 8	45. 4	`	50. 2
片	運輸業	万円	16. 0	14. 9		16. 3
総	連 <footnote></footnote>	万円	13. 5	10. 6		12. 4
県内総生産	消報通信 <del>集</del>   サービス業	万円	70. 5	67. 0		70. 4
産	ッーこへ乗   政府サービス生産者	万円	70. 5 37. 0	40. 3		70. <del>4</del> 35. 7
***	│ 政府サービス生産者 │ 対家計民間非営利サービス生産者		37. 0 8. 4	8. 3		35. <i>1</i> 8. 4
総士		,			<<	
支出	県内総生産/県内就業者数 	万円	773. 0	714. 0	<<	834. 7
щ	民間最終消費支出	万円	217. 4	207. 2		223. 2
		万円	211.6	201. 3	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	217. 2
	政府最終消費支出	万円	81. 1	87. 2	>	78. 1
	県内総資本形成	万円	78. 3	75. 3		82. 3
	公的総固定資本形成	万円	21. 6	25. 3	,	20. 5
	固定資本減耗	万円	73. 5	70. 3	<	76. 8
	県民貯蓄	万円	52. 4	49. 0	1	64. 4
即	県民雇用者報酬/県民所得(要素質		62. 4	64. 8	>>	58. 9
関連指標	家計最終消費支出/県民可処分所得		63. 7	63. 2		61. 9
指	県民貯蓄/県民可処分所得	%	14. 3	14. 0		17. 2
標	賃金・俸給/県民雇用者報酬	%	83. 7	83. 5		83. 6
	中間投入/産出額(生産者価格表示	₹) %	47. 4	44. 9	<<	49. 5

<sup>(</sup>注) 1. 内閣府「県民経済計算年報」2013年度から作成 (人口と県内就業者数も同統計による)。

<sup>2.</sup> 記号は人口 1 人あたりでみた各群の算術平均に関する両側検定結果。記号の向きは両群間の大小関係を示している。記号 2 つは 1 % 水準、 1 つは 5 % 水準で有意。

対し下降群58.9%であり、下降群が有意に低い33)。

第3に、県外からの雇用者報酬(純)については、上昇群の6.4万円が下降群の2.4万円を上回っている。これに対し、県外からの財産所得(純)については、逆に下降群の12.0万円が上昇群の10.5万円より多い。しかし、いずれも有意な差とはいえない。

顕著な差がみられるのはその他の経常移転(純)であり、合計でもその内訳でも上昇群が有意に多い。その他の経常移転(純)の大半は政府部門への移転から構成されるが、政府部門へのその他の経常移転(純)は、上昇群63.7万円、下降群43.9万円であり、20万円近い有意差がある。また、家計部門へのその他の経常移転(純)の規模は小さいが、上昇群では3.0万円、下降群ではマイナス5.5万円であり、プラス・マイナスに分かれている。

第4に、財貨・サービスの移出入(純)については、上昇群ではマイナス37.9万円であり、大幅な移入超過であるのに対し、下降群では11.5万円であり、移出超過である。両群には約50万円の有意差がある。その結果、財貨・サービスの移出入(純)、県外からの雇用者報酬(純)、県外からの財産所得(純)、その他の経常移転(純)から構成される経常県外収支は、上昇群44.0万円、下降群58.9万円であり、有意ではないが、約15万円の較差がある。

第5に、県内総生産については、上昇群331.8万円、下降群395.1万円であり、60万円以上の有意な差がある。県内総生産の経済活動別内訳をみると、下降群は明らかに製造業に特化しており、製造業の県内総生産は105.0万円、全体の26.6%を占める。下降群においては、製造業のウエイトが大きいこともあって、中間投入/産出額(生産者価格表示)でみた中間投入率が49.5%であり、上昇群の44.9%に比較して有意に高い。製造業のほか卸売・小売業と金融・保険業についても、上昇群に比較して下降群の人口1人あたり県内総生

33) 2013年度の場合、内閣府「県民経済計算年報」による47都道府県合計の県民所得(要素費用表示)は390.2兆円、県民雇用者報酬は247.6兆円、労働分配率は63.5%である(図表8の全体欄は47都道府県の算術平均である)。一方、内閣府「国民経済計算年報」によると、名目の国民所得(要素費用表示)は362.1兆円、雇用者報酬は248.3兆円であり、労働

産が有意に大きい。逆に上昇群のほうが下降群より大きいのは、農林水産業、建設業、政府サービス生産者である。

県内総生産/県内就業者数で労働生産性をみると、上昇群714.0万円、下降群834.7万円であり、120万円以上の有意な差がみられる。下降群の数値は高位群の835.8万円とほぼ同じである。なお、労働生産性との相関係数を計算してみると、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)については0.887(1%水準で有意)と高いが、人口1人あたり県民可処分所得については0.697(同)、うち家計部門については0.725(同)であり、県民所得(要素費用表示)に比較して少し低い。これは、労働生産性以外の要因が県民可処分所得に影響していることを示唆している。

第6に、県内総生産の支出の構成をみると、下降群では民間最終消費支出が上昇群に比較して有意に多いのに対し、上昇群では政府最終消費支出が下降群に比較して有意に多く、対照的である。県民可処分所得から最終消費支出を引いた県民貯蓄は、上昇群49.0万円、下降群64.4万円であり、有意ではないが15万円以上の差がある。県民可処分所得に対する県民貯蓄率は、やはり有意ではないものの、上昇群の14.0%に比較して下降群の17.2%のほうが高い。その一方、家計最終消費支出/県民可処分所得でみた消費性向は、下降群では61.9%であるが、上昇群ではこれよりやや高い63.2%である³⁴。

第7に、家計部門の県民可処分所得は、県民雇用者報酬、家計部門の財産所得、個人企業の企業所得、家計部門に対するその他の経常移転(純)から構成されるが、ウエイトの大きい県民雇用者報酬と財産所得については下降群が有意に多い。個人企業の企業所得のウエイトも比較的大きいが、両群間に有意な差はなく、家計部門の県民可処分所得に大きな影響を及ぼしているようにはみえない。家計部門へのその他の経常移転(純)に

分配率は68.6%になる。

<sup>34)</sup> 家計部門における貯蓄率や消費性向をみるときには、分母である県民可処分所得に年金基金年金準備金の変動(受取)を加える必要があるが、内閣府「県民経済計算年報」には表章されていないため、ここでは年金基金年金準備金の変動(受取)を含めていない。

ついては下降群でマイナス、上昇群でプラスであるが、ウエイトは小さい。

以上の結果、下降群は企業部門のウエイトが大きく、上昇群は家計部門のウエイトが大きいという前節でみた特徴に加えて、下降群は製造業特化型・都市圏型の性格を有しているのに対し、上昇群は政府部門依存型・地方圏型の性格を帯びているといえる。また、家計部門における人口1人あたり県民可処分所得の差は、主に県民雇用者報酬によるものであることが分かる。

# (3) 受益・負担関係と社会経済条件に関する上 昇群と下降群の比較

図表9は、上昇群と下降群について、国税・地 方税の支払と受取、公的年金の負担と給付に関す る状況を人口1人あたりで比較したものである。 参考として、人口構成と消費購買力に関する指標 についても比較した。その結果、次の点が指摘される<sup>35)</sup>。

第1に、国税・地方税ともに人口1人あたりの 負担額は、下降群が上昇群に比較して有意に多い。 地方税計では上昇群22.0万円、下降群25.9万円で あり、4万円弱の差にすぎないが、国税について は17.8万円対27.8万円であり、10万円の差がみら れる。上昇群が下降群を上回るのは、中央政府から移転される地方譲与税、地方交付税、国庫支出 金である。その結果、受益(地方税+地方譲与税・ 地方法人特別譲与税+地方特例交付金+地方交付 税+国庫支出金-国直轄事業負担金)から負担(国 税+地方税)を引いた人口1人あたり受益・負担 差額は、下降群では4.7万円にすぎないものの、 上昇群では32.4万円にのぼっている<sup>36)</sup>。

35) 一般政府の所得支出勘定は、支払側が①最終消費支出、②財産所得、③補助金、④現物社会移転以外の社会給付、⑤その他の経常移転、⑥貯蓄から構成され、受取側が⑦財産所得、⑧生産・輸入品に課される税、⑨生産・富等に課される経常税、⑩社会負担、⑪その他の経常移転によって構成される(内閣府2015)。⑤と⑪は狭義のその他の経常移転であり、一般政府内の経常移転、非生命保険取引、経常国際協力、寄附金、負担金、家計間の仕送り・贈与金、罰金などから構成される。図表8などでみた政府部門へのその他の経常移転(純)は、(⑨+⑩+⑪) - (④+⑤)のことであり、国税・地方税や公的年金のやりとりが含まれている。

第2に、公的年金(国民年金事業と厚生年金保険)の給付額については、上昇群38.7万円、下降群39.3万円であり、差は小さい。その一方、納付済額・負担額は、下降群では16.3万円であり、上昇群の13.7万円より有意に多い<sup>37)</sup>。受益・負担差額は、上昇群では25.0万円であり、有意ではないものの下降群の23.0万円を2万円ほど上回る。

第3に、人口構成についてみると、上昇群は下降群に比較して平均年齢が有意に高く(5%水準で有意)、65歳以上人口比率が高い(10%水準で有意)。上昇群は、昼夜間人口比率の点で流出型といえる。

第4に、家計部門の県民可処分所得と消費購買力の関係を点検するため、小売業年間販売額、家計消費支出額、新設住宅着工面積、新車乗用車登録台数について、上昇群と下降群のあいだで平均値を比較してみた。しかし、いずれについても下降群の数値が上回るものの、有意な差はみられなかった。これは、下降群では家計部門の県民可処分所得が上昇群より多いが、やはり有意差はみられないことに符合しているとも考えられる。

以上のことから、47都道府県は租税と公的年金の受益・負担関係において色分けされており、そのうち上昇群は受取超過型、下降群は支払超過型であること、これは人口構成に対応していることが指摘される。その半面、消費購買力については上昇群・下降群とのあいだに有意差はみられない。

#### (4) 貯蓄投資バランス

式(6)と式(7)のとおり、県民貯蓄=県民可処分 所得-最終消費支出であり、県民貯蓄=県内純資 本形成+経常県外収支でもある。後者は、貯蓄投

- 36) これらは47都道府県の算術平均をみたものである。2013年度について47都道府県合計でみると、本稿の定義による国税・地方税の受益・負担差額は47都道府県全体でマイナス14.1兆円、人口1人あたりでマイナス11.1万円であり、いずれもマイナスである。
- 37) 基礎年金交付金等と積立金からの受入を控除した実質ベースでみると、2013年度の場合、国民年金事業と厚生年金保険を合計した保険料収入は26.6兆円、給付額は46.4兆円、一般会計からの受入は10.4兆円である(厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」)。

資バランスとして県民貯蓄 - 県内純資本形成 = 経常県外収支と書き換えることができる。本稿では、これをさらに政府部門と民間部門に区分してみた。政府部門については、内閣府「県民経済計算年報」の表章項目に基づいて下記のように定義し

た。すべての制度部門の合計値から政府部門の数値を引いたものを民間部門の数値とした。

政府部門の県民貯蓄 = 政府部門の県民可処分所 得 - 政府最終消費支出

図表 9 受益・負担関係と社会経済条件に関する上昇群と下降群の比較

			全 体	上昇群	検定	下降群
	国税計	万円	26. 1	17. 8	<<	27. 8
	所得税・復興特別所得税	万円	7. 7	5. 8	<<	7. 8
	法人税・復興特別法人税	万円	4. 9	3. 0	<<	5. 2
超税	消費税・地方消費税	万円	7. 2	5. 4	<	7. 5
176	酒税・たばこ税	万円	2. 2	1.6		2. 2
	地方譲与税関係	万円	2. 9	1. 1		3.8
	地方法人特別税	万円	1.3	1.0	<<	1.4
	地方税計	万円	24. 4	22. 0	<<	25. 9
	県民・市町村民所得割	万円	5. 6	5. 1	<<	6. 0
	県民財産所得割	万円	0.3	0. 2	<<	0.3
+Jh	県・市町村法人関係	万円	2. 8	2. 3	<<	3. 2
地方財政	地方譲与税	万円	2. 1	2. 2	>	2. 0
財政	地方特例交付金	万円	0. 1	0. 1	<<	0. 1
以	地方交付税	万円	22. 0	30. 0	>>	18. 5
	国庫支出金	万円	15. 5	19. 0	>	12. 7
	地方債現在高	万円	133. 4	154. 3		134. 0
	受益・負担差額	万円	12. 7	32. 4	>>	4. 7
_	年金給付額	万円	37. 6	38. 7		39. 3
年金	年金収納済額・負担額	万円	15. 7	13. 7	<	16. 3
	給付・負担差額	万円	21.8	25. 0		23. 0
	昼夜間人口比率	夜100	99. 2	98. 6		99. 6
占	平均年齢	歳	46. 4	47. 4	>	46. 3
	0~14歳人口構成比	%	13. 1	12. 7		13. 1
成	15~64歳人口構成比	%	60. 5	59. 4		60. 4
	65歳以上人口構成比	%	26. 4	27. 9		26. 5
	小売業年間販売額	万円	91.2	91.2		91.8
購買力	家計消費支出額	全国100	96. 0	93. 2		97. 7
力	新設住宅着工床面積(千人あたり)	m²	652. 7	595. 0		660. 3
	新車乗用車登録台数(千人あたり)	台	22. 7	22. 1		24. 3

- (注) 1. 国税庁「国税統計年報」2013年度、総務省「都道府県決算状況調」2013年度、同「市町村決算状況調」2013年度、同「地方財政統計年報」2013年度、厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」2013年度、総務省「国勢調査」2010年、同「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」2014年1月1日現在、同「経済センサス」、同「家計調査年報」2013年、国土交通省「建築着工統計調査」2013年度、日本自動車販売協会連合会「新車乗用車販売統計」2013年から作成。
  - 2. 国税のうち局引受分は、各局を構成する都道府県の収納済額に応じて関係都道府県に按分した。国税のうち消費税・地方消費税は、清算前の都道府県別地方消費税収入額を5倍した額を用いた。国税のうち地方譲与税関係は、「地方財政統計年報」の団体別・税目別地方譲与税譲与額による。
  - 3. 地方債現在高のうち都道府県分は、総務省「都道府県決算状況調」2014年度版(2014年3月31日現在)による。
  - 4. 人口 1 人あたりの人口は、内閣府「県民経済計算年報」2013年度。昼夜間人口比率は2010年10月 1 日現在。平均年齢と年齢階層別人口構成は2014年 1 月 1 日現在の日本人のみ。小売業年間販売額は2012年と2014年の平均。「家計調査年報」の対象は県庁所在都市の全世帯である。
  - 5. 金額は人口1人あたり、面積と台数は人口千人あたりである。記号は各群の算術平均に関する両側検定結果。記号の向きは両群間の 大小関係を示している。記号2つは1%水準、1つは5%水準で有意。

政府部門の県内純資本形成 = 公的総固定資本形成 + 公的在庫品増加 - 政府サービス生産者の固定資本減耗

政府部門の経常県外収支 = 政府部門の県民貯蓄 - 政府部門の県内純資本形成

ところで、内閣府「国民経済計算年報」の数値に比較すると、同「県民経済計算年報」の数値はかなり大きい。たとえば2013年度の場合、国内総生産の483.1兆円に対し、47都道府県合計の県内総生産は508.6兆円、国民可処分所得の399.6兆円に対し、47都道府県合計の県民可処分所得は459.6兆円である。その内訳をみると、生産・支出にかかわる雇用者報酬については248.2兆円(国民経済計算)対247.6兆円(県民経済計算)、民間最終消費支出については296.5兆円対295.0兆円、総固定資本形成については107.6兆円対99.1兆円などとなっており、乖離は小さい。ところが、特に第2次所得分配にかかわる項目については不一致が拡大する。

その理由は、推計の誤差が避けられないからである。国民経済計算では国内と国外の取引をみていればよいのに対し、県民経済計算では47都道府県間の取引を扱わなくてはならない。そのうえ県民経済計算でいう一般政府は、国出先機関、都道府県、市町村、社会保障基金に分類され、さらに社会保障基金には地方社会保障基金という区分もあり、部門間の取引がより複雑になっている。

そこで以下では、県民経済計算におけるその他の経常移転(純)の数値を国民経済計算における第2次所得収支の数値で調整したうえで貯蓄投資バランスを試算してみた。方法の詳細は脚注38のとおりであるが、企業部門についてはまだ開きが

38) 2013年度の場合、内閣府「国民経済計算年報」における第2所得収支と「県民経済計算年報」における47都道府県合計のその他の経常移転(純)の額は、企業部門マイナス18.3兆円:マイナス16.4兆円、政府部門32.2兆円:58.0兆円、家計部門マイナス22.4兆円:マイナス16.2兆円、対家計民間非営利団体7.2兆円:7.7兆円、合計マイナス1.2兆円:33.1兆円である。特に政府部門の不一致が大きく、合計値では乖離が拡大している。本稿では、国民経済計算の各制度部門における数値を基準とし、県民経済計算における都道府県の構成比で都道府

残っているものの、県民可処分所得の合計については乖離率が15.0%から6.4%に縮小している<sup>38)</sup>。

図表10は、調整前と調整後に分けて、両群間の 有意差検定結果を整理したものである(すべて人 口1人あたり)。これから次の点が指摘される。

第1に、47都道府県全体の全部門について調整前の数値をみると、県民貯蓄52.4万円、県内純資本形成4.8万円であり、貯蓄投資バランスは47.6万円である。うち財貨・サービスの移出入(純)はマイナス10.9万円である。財貨・サービスの移出入(純)のマイナスは、主にその他の経常移転(純)によってまかなわれている。

第2に、上昇群と下降群に分けて調整前の数値をみると、全部門の県民貯蓄については、図表8でもみたように両群で15万円強の較差がある。その半面、県内純資本形成は両群ともに5万円台であり大差ない。その結果、経常県外収支については上昇群44.0万円、下降群58.9万円であり、約15万円の有意差がみられる。前項でもみたように、経常県外収支のうち財貨・サービスの移出入(純)は対照的であり、上昇群では37.9万円のマイナスだが、下降群では11.5万円のプラスである。その他の経常移転(純)は、下降群では33.1万円であるが、上昇群ではその2倍近い65.0万円と有意に多い。

第3に、政府部門と民間部門に分けて調整前の数値をみると、政府部門の県民貯蓄は、上昇群・下降群ともに人口1人あたり5~8万円のマイナスである。これに対し、民間部門の県民貯蓄は、上昇群で54.3万円、下降群で72.3万円の大幅なプラスであり、有意な差がみられる。その一方、県内純資本形成は、政府部門では両群とも10万円前後のプラスであるが、民間部門では両群とも4~6万円のマイナスである<sup>39</sup>。両群ともに、公共事

県に割り戻した。

その結果、県民経済計算の数値、同調整後、国 民経済計算の数値の順で県民可処分所得の内訳を みると、企業部門59.3兆円:57.5兆円:36.4兆円、 政府部門90.1兆円:64.4兆円:68.0兆円、家計部門 302.1兆円:295.9兆円:287.6兆円、対家計民間非 営利団体8.1兆円:7.5兆円:7.5兆円、合計459.6兆 円:425.3兆円:399.6兆円になる。

39) 遠藤 (2014) によれば、北海道の道内総生産に 対する固定資本減耗の比率が高いのは、「道民1人 当たりの道路や港湾などの公共施設が全国平均よ

## 図表10 貯蓄投資バランスに関する上昇群と下降群の比較

## a. 調整前

	× 9631111							
			全 体	上昇群	検定	下降群		
	県民可処分所得	万円	350. 9	343. 4		365. 7		
	最終消費支出	万円	298. 5	294. 4		301. 2		
	県民貯蓄	万円	52. 4	49. 0		64. 4		
	県内純資本形成	万円	4. 8	5. 0		5. 5		
全	県内総資本形成	万円	78. 3	75. 3		82. 3		
全部	固定資本減耗	万円	73. 5	70. 3	<	76. 8		
門	経常県外収支	万円	47. 6	44. 0		58. 9		
	財貨・サービスの移出入(純)	万円	<b>-10.9</b>	<b>−</b> 37. 9	<<	11.5		
	県外からの雇用者報酬(純)	万円	4. 0	6. 4		2. 4		
	県外からの財産所得(純)	万円	11.8	10. 5		12. 0		
	その他の経常移転(純)	万円	42. 7	65. 0	>>	33. 1		
	県民可処分所得	万円	72. 5	81.9		70. 2		
_,	最終消費支出	万円	81. 1	87. 2	>	78. 1		
政府部門	県民貯蓄	万円	-8.5	-5.3		-7.9		
一点	県内純資本形成	万円	9. 7	11.1		9. 4		
開	県内総資本形成	万円	21.6	25. 4		20. 5		
	固定資本減耗	万円	11. 9	14. 3	>>	11. 1		
	経常県外収支	万円	<b>-18.3</b>	<b>-16.4</b>		<b>−17.3</b>		
	県民可処分所得	万円	278. 4	261.5	<<	295. 5		
_	最終消費支出	万円	217. 4	207. 2	<<	223. 2		
品	県民貯蓄	万円	60. 9	54. 3	<	72. 3		
民間部門	県内純資本形成	万円	-5.0	<b>-6.</b> 1		-3.8		
闁	県内総資本形成	万円	56. 7	49. 9	<<	61.9		
	固定資本減耗	万円	61.6	56. 0	<<	65. 7		
	経常県外収支	万円	65. 9	60. 4	<	76. 2		

# b. 調整後

			全 体	上昇群	検定	下降群
	県民可処分所得	万円	325. 9	314. 9	<<	342. 3
	最終消費支出	万円	298. 5	294. 4		301. 2
	県民貯蓄	万円	27. 4	20. 5	<	41.0
	県内純資本形成	万円	4. 8	5. 0		5. 5
全	県内総資本形成	万円	78. 3	75. 3		82. 3
全部門	固定資本減耗	万円	73. 5	70. 3	<	76. 8
門	経常県外収支	万円	22. 6	15. 5		35. 5
	財貨・サービスの移出入(純)	万円	<b>-10.9</b>	<b>−37.</b> 9	<<	11.5
	県外からの雇用者報酬(純)	万円	4. 0	6. 4		2. 4
	県外からの財産所得(純)	万円	11.8	10. 5		12.0
	その他の経常移転(純)	万円	17. 6	36. 5	>>	9. 7
	県民可処分所得	万円	50. 4	53. 6		50. 6
	最終消費支出	万円	81. 1	87. 2	>	78. 1
政府部門	県民貯蓄	万円	-30.7	<b>-33.6</b>		-27.4
部	県内純資本形成	万円	9.7	11. 1		9. 4
門	県内総資本形成	万円	21.6	25. 4		20. 5
	固定資本減耗	万円	11. 9	14. 3	>>	11.1
	経常県外収支	万円	<b>-40.4</b>	<b>-44.</b> 7		-36.8
	県民可処分所得	万円	275. 5	261.3	<<	291. 7
	最終消費支出	万円	217. 4	207. 2	<<	223. 2
	県民貯蓄	万円	58. 1	54. 1		68. 5
民間部	県内純資本形成	万円	-5.0	<b>−</b> 6. 1		-3.8
闁	県内総資本形成	万円	56. 7	49. 9	<<	61.9
	固定資本減耗	万円	61.6	56. 0	<<	65. 7
	経常県外収支	万円	63. 0	60. 2		72. 3

- (注) 1. 内閣府「県民経済計算年報」2013年度から作成 (人口も同統計による)。
  - 2. 調整方法については脚注38を参照。
  - 3. 人口1人あたりでみた各群の算術平均に関する両側検定結果。記号の向きは両群間の大小関係。記号2つは1%水準、1つは5%水準で有意。

業については新規投資がスクラップを上回っているのに対し、民間部門ではスクラップのほうが多い。民間部門における県内純資本形成のマイナス幅は、有意ではないものの上昇群のほうが少し大きい。

第4に、政府部門について調整前・調整後で比較すると、47都道府県全体の県民貯蓄は、調整前ではマイナス8.5万円(総額ではマイナス7.9兆円)である。調整後でみると、県民可処分所得が減少する分だけ県民貯蓄のマイナス幅は増大し、マイナス30.7万円(総額ではマイナス33.7兆円)になる40。その結果、47都道府県全体の経常県外収支は調整前にはマイナス18.3万円であるが、調整後はマイナス40.4万円にマイナス幅が拡大する。上昇群と下降群のあいだで経常県外収支に有意な差はみられない。その一方、民間部門の場合、調整が・調整後を問わず県民貯蓄も経常県外収支もそれぞれ50~70万円程度のプラスである

内閣府「国民経済計算年報」によると、2013年度の場合、家計部門の県民貯蓄はマイナスであるので、民間部門における県民貯蓄のプラスはほぼすべて企業部門に帰せられるとみて差し支えない<sup>41)</sup>。民間部門の県民貯蓄は過剰であるにもかかわらず県内純資本形成はマイナスであるため、すぐあとでみるように、貯蓄はおのずから県外に向

り多いため | だとされる。

かうことになる。

第5に、調整前・調整後を問わず、財貨・サービスの移出入(純)は上昇群でマイナス、下降群でプラスに分かれているが、経常県外収支は両群とも全部門では大幅なプラスである。ところが政府部門と民間部門に区分してみていくと、政府部門の経常県外収支は両群ともにマイナスである。これは、一国経済においては民間部門の貯蓄が政府部門に供給されていること、つまりは国公債の発行によって経済循環が維持されていることを示唆している<sup>42)</sup>。

#### (5) 域際収支

47都道府県のうち28道府県では、都道府県版の「県民経済計算」において、資本調達勘定(実物取引)を公表している<sup>43)</sup>。これにより、式(10)に示される本来の意味での域際収支を計算することができる<sup>44)</sup>。図表11は、該当28道府県、そのうち上昇群11道県と下降群8府県について(残り9県は高位群または下位群である)、人口1人あたりの域際収支をみたものである<sup>45)</sup>。

県外からの資本移転(純)の総額は、該当28道府県の合計で4.8兆円である。これは県民可処分所得の合計273.3兆円の1.8%であり、県外からの要素所得(純)の合計14.9兆円、その他の経常移

<sup>40)</sup> 内閣府「国民経済計算年報」では、2013年度の 一般政府の貯蓄はマイナス30.7兆円である。本稿で 試算した調整後の数値はこれに近くなる。

<sup>41) 2013</sup>年度の場合、内閣府「国民経済計算年報」による貯蓄は4.3兆円、うち一般政府マイナス30.7 兆円、民間部門35.0兆円である(非金融法人企業32.6兆円、金融機関5.9兆円、家計マイナス3.7兆円、対家計民間非営利団体0兆円)。内閣府「県民経済計算年報」を用いた本稿の計算によると、47都道府県合計の県民貯蓄は政府部門マイナス7.9兆円(調整後はマイナス33.7兆円)、民間部門74.4兆円(同65.9兆円)になる。

<sup>42)</sup> このことは、一面では国公債の安定性を担保しているとみることもできよう。

<sup>43)</sup> 公表しているのは、上昇群の北海道、岩手、秋田、福島、新潟、長野、岐阜、兵庫、鳥取、島根、鹿児島、下降群の茨城、群馬、静岡、三重、滋賀、大阪、広島、山口、高位群の栃木、埼玉、石川、愛知、福岡、下位群の宮城、山形、宮崎、沖縄である。一部の県は試算段階である。

<sup>44)</sup> 齋藤 (2007) は、「資本収支については、多くの場合、県外からの資本移転(純)のみが、資本調達勘定(実物取引)に計上されているにすぎない。しかも、それは一般政府から他の制度部門との間だけに行われるものと見なして推計されているのが実状である」と注意を促したうえで、経常県外収支の分析に重点を置いている。神崎(2010)も同様の指摘をしたうえで、経常県外収支の問題を中心に扱っている。

<sup>45)</sup> 遠藤 (2014) によれば、「金融収支に記録される取引のうち、その大部分は県内居住者による公債の購入と考えられます」としている。一方、公債発行には現在または将来世代の国民負担が伴うにもかかわらず、県民経済計算のうえでは公債発行による移転があれば都道府県の県民所得は必ず増えることになる。これは、国庫と都道府県とが別の勘定体系になっているからである。そのため遠藤 (2014) は、経常移転・資本移転の額から県外に対する債権変動の額を引いてネットの所得移転額を試算している。本稿ではこの問題は扱わない。

転(純)の合計20.9兆円、経常県外収支(統計上の不突合を除く)の合計37.4兆円、県外に対する債権の変動の合計42.2兆円に比較すると規模は小さい<sup>46</sup>。

人口1人あたりでみると、経常県外収支は、該 当28道府県の平均で48.7万円(統計上の不突合を 除く)であるが、これに県外からの資本移転(純) 8.9万円を加えたものが県外に対する債権の変動 57.6万円に結果として等しくなる(ここでは前項 のようにその他の経常移転(純)を調整していな いため、県民貯蓄の規模が大きくなる)。

遠藤(2010、2014)は、これを「県民需要」と「県内供給」の差から解説している。すなわち該当28道府県平均をみると、県外からの雇用者報酬(純)4.0万円、県外からの財産所得(純)11.3万円、その他の経常移転(純)42.8万円、そして県外からの資本移転(純)8.9万円の合計は66.9万円であり、この分だけ県民可処分所得が県内純生産を上回る。他方、県民可処分所得のうち消費されなかった貯蓄は、県外への投資や資産購入に充てられる。これが県外に対する債権の変動57.6万

円であるが、前述の66.9万円との差額9.3万円は「県民需要」に対する「県内供給」の不足に相当する。この不足を補うために県外から移入する結果、統計上の不突合を除く財貨・サービスの移出入(純)がマイナス9.3万円になる。つまり、移入超過とは「域内消費・投資支出額が、域内総生産を上回っていること」(遠藤2014)である。

このようにしてみていくと、上昇群では、県外からの資本移転(純)が16.5万円と大きく、「県民需要」は合計で93.2万円である。一方、県外に対する債権変動は57.1万円であり、「県民需要」が「県内供給」を36.0万円上回るため、財貨・サービスの移出入(純)はマイナス36.0万円になる。下降群では、「県民需要」の合計は41.4万円であるのに対し、金融収支が75.6万円であるため、財貨・サービスの移出入(純)はプラス34.2万円の移出超過になっている。

前出の式(3)から導かれるいわゆる「域際収支論」によれば、「域際収支が赤字 (M-X>0) の地域では、貯蓄が減少し域外純資産が減っているか (I-S>0)、地方交付税による財政移転を受けてい

		全 体	上昇群	松宁	下降群
		(N=28)	(N=11)	快化	(N=8)
県民可処分所得	万円	351.8	347. 7		370. 3
県民貯蓄	万円	57. 0	51.2		75. 3
県内純資本形成	万円	5. 6	5. 7		2. 9
県内総資本形成	万円	79. 0	78. 2		80. 5
固定資本減耗	万円	73. 4	72. 5		77. 7
経常県外収支	万円	51. 4	45. 5		72. 4
財貨・サービスの移出入(純)	万円	<b>-6.</b> 7	<b>−31.2</b>	<<	32. 6
県外からの雇用者報酬(純)	万円	4. 0	2. 8		2. 3
県外からの財産所得(純)	万円	11.3	9. 2		13. 4
その他の経常移転(純)	万円	42. 8	64. 7	>>	24. 1
経常県外収支*	万円	48. 7	40. 7	<	74. 0
県外からの資本移転(純)	万円	8. 9	16. 5		1.7
県外に対する債権の変動	万円	57. 6	57. 1		75. 6
(再掲)					
財貨・サービスの移出入(純)*	万円	-9.3	<b>-36.0</b>	<<	34. 2
	県民貯蓄 県内純資本形成 県内総資本形成 固定資本滅耗 経常県外収支 財貨・サービスの移出入(純) 県外からの雇用者報酬(純) 県外からの財産所得(純) その他の経常移転(純) 経常県外収支* 県外からの資本移転(純) 県外に対する債権の変動 (再掲)	県民貯蓄 万円   県内純資本形成 万円   県内総資本形成 万円   固定資本減耗 万円   経常県外収支 万円   財貨・サービスの移出入(純) 万円   県外からの雇用者報酬(純) 万円   県外からの財産所得(純) 万円   その他の経常移転(純) 万円   経常県外収支* 万円   県外からの資本移転(純) 万円   県外に対する債権の変動 万円   (再掲) 万円	(N=28)     県民可処分所得   万円   351.8     県民貯蓄   万円   57.0     県内純資本形成   万円   5.6     県内総資本形成   万円   79.0     固定資本減耗   万円   73.4     経常県外収支   万円   51.4     財貨・サービスの移出入(純)   万円   4.0     県外からの雇用者報酬(純)   万円   4.0     県外からの財産所得(純)   万円   11.3     その他の経常移転(純)   万円   42.8     経常県外収支*   万円   8.9     県外に対する債権の変動   万円   57.6     (再掲)   万円   57.6	(N=28) (N=11)   県民可処分所得 県民貯蓄 万円 57.0 351.8 347.7   県内純資本形成 県内総資本形成 県内総資本形成 同定資本減耗 万円 79.0 56.6 5.7   経常県外収支 財貨・サービスの移出入(純) 県外からの雇用者報酬(純) 万円 73.4 45.5   財貨・サービスの移出入(純) 県外からの履用者報酬(純) 万円 4.0 2.8   県外からの財産所得(純) その他の経常移転(純) 万円 42.8 64.7   経常県外収支* 県外からの資本移転(純) 万円 7円 8.9 48.7 40.7   県外からの資本移転(純) 県外に対する債権の変動 万円 7円 7円 7円 7円 8.9 57.6 57.1   (再掲)	(N=28) (N=11) 検定   県民可処分所得 県民貯蓄 万円 57.0 351.8 347.7   県内純資本形成 県内純資本形成 国定資本減耗 万円 5.6 5.7   関内純資本形成 国定資本減耗 万円 73.4 72.5   経常県外収支 明外からの雇用者報酬(純) 原外からの財産所得(純) その他の経常移転(純) 万円 7円 4.0 4.0 2.8   県外からの財産所得(純) その他の経常移転(純) 万円 7円 42.8 40.7 <

図表11 域際収支に関する上昇群・下降群の比較

<sup>(</sup>注) 1. 資本調達勘定(実物取引)を公表している28道府県の「県民経済計算」2013年度から作成。

<sup>2.</sup> 域際収支のうち\*印は統計上の不突合を含まない。

<sup>3.</sup> 人口1人あたりでみた各群の算術平均に関する両側検定結果。記号の向きは両群間の大小関係を示している。記号2つは1%水準、1つは5%水準で有意。

<sup>46)</sup> ほとんどの道府県では、県外に対する債権の変動の規模は、経常県外収支を少し上回る程度の規模である。そのため経常県外収支の額は、県外に

対する債権の変動の額、つまり県外との金融収支 の額におおむね対応するとみることができる。

る (G-T > 0) はずである」(黒田ほか2008) とされる。しかし、これは遠藤 (2010、2014) が指摘するとおり、本来の域際収支を考慮していないことから生じる誤解であることが分かる。財貨・サービスの移出入(純)が大幅にマイナスである上昇群においても、県外に対する債権の変動の規模は決して小さくない。

財貨・サービスの移出入(純)がマイナスである道県において、県外に対する債権の変動がプラスであることは、峯岸(2005)の平易な比喩によると、「親(国)が自立した子供達(大都市圏)から仕送りをしてもらったり、借金をしたりして集めたお金を、大学生の別の子供(地方圏)に学業費として仕送りし、その大学生の子供はお金を使い切れずに余った分を親などに貸しているようなもの」とされる。後者の多くは直接的・間接的に国債購入に充当されているとみられる。

#### 6. おわりに

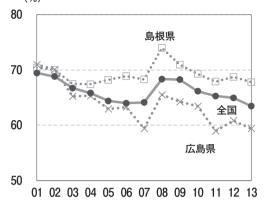
#### (1) 検討結果からの示唆

群馬県、静岡県、滋賀県、広島県、山口県などでは、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)の順位は高いにもかかわらず、家計部門における人口1人あたり県民可処分所得の順位は、県民所得の順位に比較して低下い。

その理由のひとつは、これらの下降群では県民経済に占める企業部門のウエイトが大きく、労働分配率が低いからである。たとえば、上昇群の典型である島根県と下降群の典型である広島県における労働分配率の推移を比較してみると、2003年度あたりから差が拡大しており、最近でも縮まっていないことが分かる(図表12)。

これに関連したもうひとつの理由は、上昇群と下降群の対照に典型されるように、人口1人あたり県民所得(要素費用表示)が高い地域から低い地域に対して、その他の経常移転(純)を通じた所得再分配がおこなわれているからである。家計部門に対しては、その他の経常移転(純)のうち公的年金が影響していると考えられる。また、国税や地方交付税を通じた移転も間接的に家計部門に影響を及ぼしているとみられる。これらの結果、人口1人あたり県民雇用者報酬では両群間に約12万円の有意差がみられるにもかかわらず、家計部門における人口1人あたり県民可処分所得は、9

## 図表12 島根県と広島県における労働分配率 (%)



(注) 1. 内閣府「県民経済計算年報」から作成。2. 労働分配率 = 県民雇用者報酬/県民所得(要素費用表示)による。

万円弱の差にすぎない。

所得再分配の規模の是非はともかく、所得再分配そのものが問題であるわけではない。所得再分配の意義については、いうまでもなく公平性の点から説明されるが、さらに地域経済の相互依存性の点からも説明できそうである。図表11を参考にしながら、簡単な数値例で検討してみよう。

ある経済は、低所得の地域Lと高所得の地域H から構成されているとする。地域しは移入超過、 地域Hは移出超過であり(海外との取引の問題は 捨象する)、地域日から地域Lに対して経常移転 がおこなわれているとする。両地域の要素所得 (純) にはあまり差がないとする。このとき地域 Lにおける財貨・サービス収支のマイナスが改善 されたとしよう。すると、その改善幅だけ経常県 外収支のプラスは増大するが、県民貯蓄がよほど 大きく増えない限り、県内純資本形成は大幅なマ イナスにならざるをえない。財貨・サービス収支 を改善しつつ、県内純資本形成がマイナスになる ことは考えられないので、結局はその他の経常移 転(純)が減少するはずである。これは地域Hか ら地域Lへの経常移転が軽減されることを意味す るが、同時に地域Ⅰの県民可処分所得の押し下げ につながり、地域Hから地域Lへの移出の減退を もたらしかねない。こうして一国経済の規模が縮 小するおそれがある。

このような地域経済の相互依存関係をよりたく ましくするためには、特に下記の点に配慮する必 要がある。

第1に、上昇群を含む広義の下位群は、経常移転に恒常的に甘んじていればよいというわけではない。それぞれの地域のそれぞれの経済主体において、技術革新と生産性の向上を通じてより魅力のある財貨・サービスの供給に努めていくこと、いいかえれば、それぞれの地域が供給力を高めながら消費購買力を高めていくことが必要である。これは、広義の下位群だけでなく、下降群を含む広義の高位群についてもいえることである。

そのためには第2に、それぞれの地域において 生産要素の質的向上を図っていく必要がある。ひ とつは人的資源の問題であり、もうひとつは資本 ストックの問題である。みてきたように、民間部 門における県内純資本形成はすべての類型でマイ ナスである。より魅力のある財貨・サービスを供 給していくためには、民間資本ストックの適切な 維持・更新を欠くことはできない。

その一方、政府部門における県内純資本形成はすべての地域でプラスである。これには経済対策の影響も考えられるが、新規投資が多ければ必ず後年度の維持費の増大につながるため、財政状況を鑑みながら、めりはりのある社会資本整備に努めていく必要があろう。政府部門の貯蓄投資バランスが適切でなければ、結局は民間部門の健全な経済活動を阻害してしまうおそれがある<sup>47)</sup>。

第3に、すべての類型の民間部門において、人口1人あたり県民貯蓄が50~70万円強に達している。そのほとんどは企業部門に帰せられるとみら

47) たとえば鳥取県「県民経済計算年報」2013年度によると、同県の県民可処分所得は企業部門(非金融機関法人企業と金融機関)1,667億円、一般政府5,850億円、家計1兆1,878億円であり、県民貯蓄は企業部門1,753億円、一般政府72億円、家計854億円であり、県内純資本形成は企業部門206億円、一般政府648億円、家計マイナス447億円である。その結果、貯蓄投資バランス(経常県外収支)は企業部門1,461億円、一般政府マイナス576億円、家計1,302億円であるが、県外からの資本移転(純)が企業部門92億円、一般政府317億円、家計マイナス16億円であるため、県外に対する債権の変動は企業部門1,553億円、一般政府マイナス260億円、家計1,286億円である。

政府部門においては県内投資の過多を資本移転 等収支のプラスで補ったかたちになっている。資 れるが、企業部門における県内純資本形成が不活発であるため、これらの貯蓄は、ほぼそのまま県外に対する債権の変動として県外に流れ出てしまっている。そのため、上述のように県内投資を増やすことが求められる一方で、より効率的な県外投資を図っていくことも重要である。

わが国と海外との取引においても貿易・サービス収支に代わって第1次所得収支のウエイトが増大しているのと同様、地域経済においても県外からの財産所得(純)の増大をめざすことが考えられる。図表11について、県外からの財産所得(純)/県外に対する債権の変動によってリターン率を単純に計算してみると — 同一年度での比較には無理があり、ストック(資産)の問題も考慮しなくてはならないが — 、上昇群で16.1%、下降群で17.7%であり、なお改善の余地はあると考えられる。

第4に、特に下降群における労働分配率の低さは、近年における企業の利益剰余金(内部留保)の積み増しに対応していると想像される<sup>48</sup>。内部留保の多くは設備投資や海外直接投資に充当されており、それ自体は問題ではない。しかし、労働分配率が低い水準のまま過度に内部留保を積み増ししていけば、家計の消費購買力をさらに弱めてしまうことになりかねない。企業においては、資本効率や株主への説明責任の点からだけでなく、地域経済への刺激剤という観点からも、内部留保のあり方を検討していくことが望まれる。

第5に、上昇群を含む広義の下位群においては、

本移転等収支は企業部門でプラス、家計でマイナスであるが、企業部門・家計ともに貯蓄投資バランスが大幅なプラスであるため、金融収支はいずれも1,300~1,600億円のプラスとなり、せっかくのお金が県外に流れ出てしまっている。2001~2013年度における県民貯蓄の推移をみると、企業部門では連続してプラス、家計でも2005~2007年度を除いてプラスであるほか、一般政府でも2004年度を除いてプラスが続いており、せっかくのお金の使い方として望ましいようにみえない。

48) 経済財政諮問会議2015年度第16回会議資料 (2015年10月16日) によると、わが国の労働分配率は2012年度には74~75%であったが、2013年度第 I ~Ⅲ四半期に71%前後、第Ⅳ四半期には69.3%に低下した。一方、2013年度における企業の現金・預金等は201兆円、内部留保は328兆円である。

家計部門へのその他の経常移転(純)がプラスであることも注目される<sup>49)</sup>。これは、おそらく公的年金の給付・負担差額が下降群を含む広義の高位群に比較して相対的に多いことに対応しているとみられる。高齢者のなかにはたしかに生活困窮者もみられる一方、比較的余裕のある者も少なくない<sup>50)</sup>。これらの高齢者の安心を確保し、地域経済に雇用と消費と投資を循環させていくためにも、介護・医療・公的年金などの社会保障制度と税の一体的改革を進めるとともに、地域に密着した独自の仕組みをみずから講じることができるよう、それぞれの地域の生活者や企業に最も身近な地方自治体に対する権限移譲と規制改革を推進することが重要と考えられる。

## (2) 研究課題

本稿は、2013年度のクロスセクション・データを使用している。県民可処分所得などを構成する項目の変化や相互の関係をみるためには、複数年度にまたがるパネル・データを用いた分析をおこなう必要がある。また、本稿の分析は、フローとしての所得や貯蓄を対象にしている。地域経済における消費や投資の問題をより詳細にみていくためには、入手可能なデータに制約があるものの、ストックの問題にも留意する必要がある510。

#### [謝辞]

本稿は、日本計画行政学会第39回全国大会(2016年9月、関西学院大学)での発表原稿を大幅に加筆・修正したものです。同大会で貴重なご意見・ご指摘をいただいた座長・参加者の方々に、あらためてお礼申しあげます

\*

49) たとえば鳥取県「県民経済計算年報」2013年度によると、同県における財貨・サービスの移出入(純) はマイナス4,083億円であるが、県内総生産は1兆7,676億円、県民可処分所得は1兆9,751億円である。県外からの要素所得(純)は572億円であるが、その他の経常移転(純)が5,252億円もある。その主な内訳をみると、一般政府では、狭義のその他の経常移転の支払が3,596億円、受取は8,569億円であり、4,973億円の受取超過、家計(個人企業を含む)では、社会負担が2,658億円、現物社会移転以外の

#### 【参考文献】

- 芦谷恒憲(2009)、「県民経済計算推計の現状と課題」、『統計学』、第96号、pp.54-71
- 安藤浩一、中村良平 (2006)、「地域経済循環と地域間取引の関係について」、『地域政策調査』、 第23号、日本政策投資銀行、pp.1-70
- 安東誠一 (1986)、『地方の経済学』、日本経済新聞社
- 遠藤正寛 (2010)、「所得移転と域際収支-北海道 を事例として-」、『三田商学研究』、第53巻第 1号、pp.1-37
- 遠藤正寛(2014)、『北海道経済の多面的分析』、 慶應義塾大学出版会
- 神崎稔章 (2010)、「北海道の投資貯蓄バランスに 関する考察」、『商学討究』、第60巻第4号、 pp.117-141
- クルーグマン、ポール (1997)、『クルーグマンの 良い経済学 悪い経済学』、山岡洋一訳、日本経 済新聞社 [Krugman, P., Pop Internationalism, MIT. 1996]
- クルーグマン、ポール、ロビン・ウェルス(2009)、 『クルーグマン マクロ経済学』、大山道広ほか 訳、東洋経済新報社 [Krugman, P., R. Wells, *Economics*, Worth Publishers, 2006]
- 黒田達朗、田渕隆俊、中村良平(2008)、『都市と 地域の経済学(新版)』、有斐閣
- 小林好宏(1997)、「マネーフローからみたマクロ 経済のバランスと経済厚生」、『経済学研究』、 第46巻第4号、pp.76-91
- 小峰隆夫 (2016)、「景気の正しい読み方」、『週刊 東洋経済』、第6684号、2016年10月1日、pp.26-28
- 齋藤一朗(2005a)、「地域経済の再生に向けて−投 資貯蓄バランス論からみた地域経済の現状と課 題−」、『信用保険月報』、第48巻第10号、pp.2-7
- 社会給付が3,894億円であり、1,235億円の受取超過 となっている。
- 50) たとえば内閣府「高齢社会白書」2016年版によると、2人以上の世帯で3,000万円以上の貯蓄のある世帯は、全体では17.9%であるが、世帯主が65歳以上の世帯では27.9%である(出所は総務省「家計調査」2014年)。
- 51) 酒井(2002) は、地域経済をフロー・ストック 両面の勘定体系としてとらえようとするアイデア を提示している。

- 齋藤一朗(2005b)、「北海道経済の財政依存構造」、 『しゃりばり』、第282号、pp.8-17
- 齋藤一朗(2006)、「北海道経済の貯蓄投資バランスと資金循環」、北海道雇用経済研究機構編『足もとにすでに知恵はある』、地域創造研究所、第2章
- 齋藤一朗(2007)、「北海道経済の貯蓄投資バランスと金融システム-財政トランスファーに依存した経済構造の現状と地域金融システムを巡るジレンマー」、『信金中金月報』、第6巻第3号、pp.22-37
- 齋藤一朗(2012)、「北海道の貯蓄投資バランスと 域際収支」、『開発こうほう』、第590号、pp.12-18
- 酒井均(2002)、「地域経済の自立的発展と地域自立勘定体系の開発」、広島大学地域経済システム研究センター編『地域政策の道標』、ぎょうせい、第4章
- 佐藤智秋 (2010)、「県民経済計算の推計と利活用 の現状」、『日本統計研究所報』、第40号、pp.63-75
- 佐野修久 (2000a)、「地域における受益・負担構造 と財政トランスファー」、『RPレビュー』、第 2号、pp.38-41
- 佐野修久(2000b)、「地域の財政依存構造」、『地域政策研究』、第3号、pp.1-65
- 鈴木多加史(2004)、「県民経済計算の特徴と推計 の意義」、『追手門経済論集』、第39巻第1号、 pp.46-67
- 高橋秀悦 (1992)、「域際収支からみた地域経済の 特性」、『地域学研究』、第23巻第1号、pp.155-168
- 辻岡聖美 (2011)、「県民経済計算による"一般政府の部門別勘定"の作成と地方政府の財政収支」、『国民経済計算』、第144号、pp.223-263
- 土居丈朗(2005a)、「地方交付税をめぐる地域間のリスクシェアリングと地域経済構造」、財務省財務総合政策研究所・中国国務院発展研究中心「地方財政(地方交付税)に関する共同研究

- 最終報告書|第3章
- 土居丈朗 (2005b)、「域際収支からみた地域再生 に関する一考察」、『三菱信託調査情報』、第284 号、pp.15-23
- 土居丈朗(2008)、「道州制導入の経済財政的効果 に関する一考察」、『三田学会雑誌』、第101巻第 3号、pp.113-135
- 内閣府(2015)、「県民経済計算標準方式(平成17年基準版)」、2015年3月改訂
- 中村良平 (2005)、「地域経済の循環構造 序説」、 『岡山大学経済学会雑誌』、第36巻第4号、pp.39-67
- 中村良平 (2014)、『まちづくり構造改革』、日本 加除出版
- 中村良平 (2015)、「域外資本と地域経済循環」、『都市問題』、第106巻第2号、pp.9-15
- 新潟県 (2015)、「県民経済計算から見た経済的な 豊かさの地域格差について」、『地域経済・産業 分析レポート'14』、pp.1-8
- 林宜嗣(2006)、『新・地方分権の経済学』、日本 評論社
- 原勲 (1990)、「域際収支と地域経済」、『地域学研究』、第21巻第1号、pp.323-335
- 原勲 (1999)、「域際収支論」、『地域学研究』、第 30巻第 3 号、pp.147-158
- 原勲(2012)、「域際収支」、日本地域学会編『地域科学50年の歩みと展望』、日本地域学会、第2部第2章第2節
- 原勲、保永展利(2005)、「域際収支論の発展的研究」、『地域学研究』、第35巻第2号、pp.323-337
- 堀越芳昭(2008)、「わが国地域際収支の研究-都 道府県別・地域ブロック別検討-」、『社会科学 研究』、第28号、pp.5-41
- 峯岸直輝 (2005)、「県民経済計算からみた都道府 県の経済構造 - 大都市依存体質からの脱却に は、地元資金の有効活用による民間活力の向上 が必要 - 」、『信金中金月報』第4巻第3号、通 巻384号、pp.26-53

(Article)

# Why is the disposable income per capita of households in Hiroshima Prefecture so lower ranked?:

The actual conditions of regional economies in terms of Balance of Payment

Toshiyasu ITO †

#### **Abstract**

So-called "Balance of Payment" in regional economies is usually defined by  $(Savings-Investment)+(Taxes-Government\ Expenditures)=(Exports-Imports)$ . But it deals with only the transaction of goods and services. Balance of Payment among regions in a precise sense is given by  $Current\ Account\ Balance+Capital\ Account\ Balance=Financial\ Account\ Balance$ . Where,  $Current\ Account\ Balance=Account\ of\ Exports\ and\ Imports+Account\ of\ Income+Account\ of\ Other\ Current\ Transfers$ .

The sum of 47 prefectures amounts to ¥18. 1 billion in Account of Exports and Imports, ¥16. 8 billion in Account of Income, and ¥33. 1 billion in Account of Other Current Transfers in FY2013. Regarding Account of Income and Other Current Transfers we cannot get data of all prefectures. But we must consider at least Current Account of Balance. It means to analyze regional economies not only in terms of value added but also Disposable Income.

We compared many indexes especially between 14 prefectures, which are lower ranked in Prefectural Income per capita but upper ranked in Disposable Income per capita, and 15 prefectures, which are upper ranked in Prefectural Income per capita but lower ranked in Disposable Income per capita. The results show us that the latter exceeds the former in Gross Prefectural Production per capita, Prefectural Income per capita and tax revenues per capita, while the former exceeds the latter in Other Current Transfers per capita, benefits minus burdens per capita and labor's share.

Key words: Balance of Payment, Current Account Balance, Disposable Income of households

<sup>†</sup> Center for Research on Reginal Economic Systems, Hiroshima University itot@hiroshima-u.ac.jp